

所得税課税ベースの拡大とフラット化が家計の税負担に与える影響

関西大学大学院経済学研究科

博士課程前期課程 中野 誠

はじめに

. 所得控除制度の再検討

1. 課税最低限

2. 課税最低限の水準

3. 所得控除の見直し

3-1 給与所得控除

3-2 配偶者控除・配偶者特別控除

3-3 社会保険料控除、公的年金等控除および老年者控除

3-4 その他の控除

. 課税ベース拡大とアメリカの税制改革

1. 課税ベースのイロージョン

2. アメリカにおける税負担の変化

3. アメリカ財務省報告

4. 日本の所得税課税ベースの推計

. 所得税制改革のシミュレーション

1. 改革案の提示

2. 所得階級別での税負担の変化

3. 年齢階級別の税負担の変化

4. 世代別での税負担の変化

. むすび

補論 1. 計算手法

補論 2. コーホートデータについて

補論 3. FORTRAN プログラムについて

はじめに

現在、日本は長期的な不況に陥っている。近年、この不況から回復するべく減税等の多くの財政政策がとられた。しかしこれらの財政政策は短期的な効果を上げたように思われるが、結果として 2002 年度末時点において中央・地方をあわせ約 690 兆円を超える長期債務残高を抱える結果となった。現在の財政状況を維持し続ければ、超高齢化社会を迎え経済の低成長が予想される将来において、財政赤字を解消することは不可能であるように思われる。このような状況の下、政府税制調査会（以下政府税調とする。）、政府の諮問機関である経済財政諮問会議においては今後の税制のあり方について議論している。政府税調では、近年の税制改革で日本の所得税の税率は十分フラット化しており、これ以上のフラット化の必要はないとしている。特に税率構造に関しては、「納税者（民間給与所得者）の約 8 割に対して、最低税率である 10%のみが適用される状況となっている。しかも、この最低税率のブラケットの広さは給与所得者の 1%に満たない最高税率（37%）適用者も含めてすべての納税者がこれを享受しており、その結果、各所得者層とも主要国に比して低い税負担水準にとどまっている。」「わが国所得税については最低税率の幅を縮小することが今後の選択肢として考えられる。」と述べフラット化よりもブラケットを動かすことを主張している¹⁾。一方で、経済財政諮問会議においては、税制改革の視点の一番初めに「日本経済の活力の回復を最重要視する。課税ベースを広くし税率を低く抑えることを基本とすることで、企業や個人の活力を支える。」という項目を挙げ課税ベースの拡大とフラット化の必要性を示している²⁾。このような税制改革は一般に経済を刺激するといわれている。同額の税収を上げるには広い課税ベースに低い限界税率を用いるか、狭い課税ベースに高い限界税率を用いることが考えられる。両者を比べると前者の方が好ましい税制であるといえる。それは、前者は後者に比べて追加的に行う労働によって得ることのできる手取り額が大きくなるからである。そのため、追加的な労働を

1) 税制調査会(2002)「あるべき税制の構築に向けた基本方針」より引用。

2) 経済財政諮問会議(2002)「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」より引用。

行おうという意欲が増加するといわれる。また、多くの国民に広く薄い負担を課すことによって、これまでよりも各人の税に対する意識をも高めることができる。これに対し狭い課税ベースに高い限界税率を用いるという後者は、労働意欲を阻害するので経済成長に対しマイナスの要因となる。さらに、有能な労働者は海外の税率の低い国に流出することも考えられる。このような事態を避けるためにも前者の広い課税ベースに対し低い限界税率を用いる方が好ましいと思われる。

政府税調、経済財政諮問会議の間ではフラット化に関して意見が対立している。課税最低限の引き下げを伴う課税ベースの拡大とフラット化それ自体は先に述べたように好ましいものであるが、現在の日本で行うそのような改革は、家計にいったいどのような影響を与えるのだろうか。本稿では、課税最低限の引き下げを伴う課税ベースの拡大とフラット化という税制改革のシミュレーションを行い、政府税調、経済財政諮問会議の議論の是非について考える。

本稿で行うシミュレーションでの課税ベースの範囲は現行の所得税制の課税ベースよりもかなり大きくなっている。それは、現在の社会情勢にあわない所得控除を大幅に削減したためである。給与所得控除については、必要経費の概算控除という側面を重視し一律 20%とした。配偶者特別控除は、女性の就労に関し中立ではないという理由で廃止することにした。社会保障関連の所得控除である公的年金等控除・社会保険料控除・老年者控除は、担税力を持つものは老齢であっても税を負担すべきであるという根拠に基づき廃止した。課税ベースの拡大とフラット化というような税制改革は効率性を改善するが、所得階層間での利害対立を生じさせてしまう。これらの利害対立を把握することは、税制改革の実行可能性を高める上で重要な視点である。そのため、まず所得階層間での負担の変化を見ることにする。また、日本の所得税制のなかでは所得以外の要素でも、税負担がかわることが考えられる。代表的なものが年齢という要素である。このことを考慮に入れると、所得階層間のみならず年齢階層間においても利害対立が生じる可能性がある。そのため、年齢階層間での税負担の変化を見ることも必要である。これらの分析の視点は、一時点で税負担を判断することにすぎず、一時的に税負担が増加しても、長期的に見れば税負担が減少しているかもしれない。このような視点から税制改革を評価するために世代

別の税負担という長期的な視点から生涯を通しての税負担の変化を見ていくことが必要となる。長期的な税負担を見る際に必要な個票データは、我が国においては入手不可能である。そのため、各年の年齢別データをつなぎ合わせることによって作成したコーホート・データ（世代別のデータ）を用いて分析を行った。このように、本稿では所得階層間、年齢階層間、および世代別での税負担の変化を分析することによって政府税調、経済財政諮問会議の議論の是非について検討する。

本論文の構成は、まず 1. で現行の所得税制において、各所得控除がどのようにとらえられているのかということ、その成立過程や現在政府税調で行われている議論を中心に展開している。2. では所得税の課税ベースの拡大およびフラット化に関する先行研究をサーベイする。3. では、1. で本稿のシミュレーションにおいて用いる所得税改革案を紹介する。次に課税ベースの拡大およびフラット化という税制改革が家計の税負担にどのような影響を与えるのかという点に関し、4. では所得階層別での税負担の変化を、5. では年齢階層別での税負担の変化を、そして 6. では世代別での税負担の変化をみていくことにする。7. では 6. の結果を受けて政府税調、経済財政諮問会議での議論の是非について検討したいと思う。

． 所得控除制度の再検討

2002年1月24日夜、小泉純一郎首相は「今の所得税は控除が多くて複雑すぎる。すっきりさせて抜本的に見直したい。」と述べ、税制改革に関して強い意志を示した。

戦後の日本の税制は、包括的で簡素な税制をめざすシャウブ税制に始まる。その後、様々な政策目的、および社会情勢の変化に伴い変化を余儀なくされた。1949年5月アメリカから日本の税制を調査・改訂するためコロンビア大学教授(当時)であるカール・シャウブ博士を中心とする使節団が送りこまれた。シャウブは同年9月に新しい税制を日本対し提案した。これがいわゆるシャウブ税制である。シャウブがもたらした税制は次のことを目的にしていた。 経済の安定、 安定した税制、 不公平の除去、 地方自治の強化、 税務行政の改善の5つである。

シャウブの目指す税制は累進税率構造を備える所得税制であり、この所得税制は包括的所得税を目指したものであった。シャウブ税制はこのような所得税制を中心とした直接税中心の税体系であった。利子所得の源泉選択課税を廃止し、資産売却時のキャピタル・ゲインや贈与をも課税ベースに含めることで課税ベースを拡大し、富裕税を併設することによって最高税率を74%から50%にまで引き下げた。その後、執行上の観点からの手直しおよび、社会情勢に合わせた改正を重ね現在は包括的というよりもむしろ分類課税の税制になっている。

現行の日本の所得税は各所得控除により本来課税されるべき所得が課税ベースから漏れている。そのため課税ベースが狭まり、高い税率で課税していることになる。同じ税収を上げることは課税ベースを広げ税率を低くすることでも可能であり、限界税率を下げることは納税意欲・勤労意欲にもプラスの影響を与える。ただし、所得控除のすべてが課税ベースからの漏れとして認識されているわけではなく、それぞれの存在意義を持っている。納税者やその他の扶養親族の構成に応じて税負担を調整する基礎的な人的控除、それに加えて、障害や高齢などの特別な人的状況によって追加的な費用を要するために、その税負担を調整する特別な人的控除、特別な支出に伴う担税力の減少および政策目的として税負担を調整しようとするその他の所得控除がある。

1. 課税最低限

課税最低限とは、どの所得水準から所得税の負担を求めるかという境界であり、家族の構成や納税者の状況を考慮し様々な所得控除を組み合わせて計算される。図1は夫婦子二人の標準世帯の課税最低限の構成を示している。一般的に課税最低限を構成する要素としては、給与所得を算定する際の給与所得控除、基礎控除・配偶者控除・扶養控除といった基本的な人的控除、および社会保険料控除などからなり、標準世帯の課税最低限を算定する場合には、妻を専業主婦とし、子のうち一人を16歳以上23歳未満とするため配偶者特別控除、および特定扶養控除が考慮されている。

図1 課税最低限の構成（夫婦子二人の家計，2001年以降の場合）

給与所得控除	社会 保険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除	定 養 除
(130.8万円)	(38.4万円)	(38万円)	(38万円)	(38万円)	(38万円)	(63万円)	

給与収入 384.2万円

(注)子のうち一人には特定扶養控除を適用している。

課税最低限の水準は国民の生計費という観点や、家族構成による担税力の調整といった観点を総合して決められるものである。日本国憲法は第25条で、国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障している。したがって、「健康で文化的な生活」を営める水準を下回る人からは租税を徴収しないということになる。ここで議論の対象となるのがその水準、いわゆる最低生活水準に関するものである。課税最低限と最低生活水準との関係について藤田(1992)では、次のように述べている。「課税最低限と最低生活水準との関係については前者は後者を下回ってはならないという考えが今日では有力である」³⁾。ただし、最低生活水準を設定する確たる基準が存在するわけではない。こ

3) 藤田(1992)P.85より引用。

の点に関して藤田(1992)は、「社会的通念として必要とみなされる最低生活の内容はきわめて漠然としたものである。従って、現実の免税点が最低生活費より低いかどうかを判定することは決して簡単なものではない」と述べている⁴⁾。

では日本の課税最低限の具体的な水準はどのくらいに維持されているのだろうか。課税最低限は長年の間にわたって引き上げが続いてきた。2001年現在その水準は図1に示すように夫婦子供二人の標準世帯において384.2万円となっている⁵⁾。

2. 課税最低限の水準

課税最低限の適正な水準を設定することは非常に困難である。蜂屋(2001)は課税最低限と最低生活費を比較している。以下では蜂屋(2001)における比較を紹介することにしよう。ここで定義される最低生活費とは世帯主や扶養者の年齢、居住地などの状況に応じて適用される各種の生活保護を、世帯単位で積み上げ計算した額である。

表1 最低生活費と課税最低限(2000年度)

		(年額、万円)					
		1級地		2級地		3級地	
		1	2	1	2	1	2
夫婦子二人	最低生活費	303	290	277	265	246	233
	課税最低限	384	384	384	384	384	384
夫婦子一人	最低生活費	238	228	218	209	193	183
	課税最低限	283	283	283	283	283	283
夫婦	最低生活費	176	169	161	154	141	134
	課税最低限	220	220	220	220	220	220
単身	最低生活費	120	115	110	106	95	90
	課税最低限	114	114	114	114	114	114

(資料)大蔵省「財政金融統計月報」、全国福祉協議会「生活保護手帳」等を参考に作成。

(出所)蜂屋(2001)P.43より引用。

表1は最低生活費と課税最低限を比較したものである。課税最低限の総額を

4) 夫婦子二人の標準世帯における課税最低限の算定には配偶者特別控除、特定扶養控除が考慮されている。

5) 夫婦子二人の標準世帯における課税最低限の算定には配偶者特別控除、特定扶養控除が考慮されている。

最低生活費と比較すれば、課税最低限がほとんどの場合最低生活費を上回るという結果になっている。ただし、この課税最低限の中には給与所得控除と社会保険料控除が含まれている点に留意する必要があるとしている。これらの控除は直接的に最低限の生活を営むための費用とはならないからである。

次に、蜂屋(2001)はこれらの最低限の生活に関係のない諸控除の影響をのぞくため、最低生活費と人的控除の水準を比較している。表2は、最低生活費と人的控除を比較しているものである。表2をみると、人的控除の合計額はどの場合においても最低生活費を下回っている。この比較の結果として蜂屋(2001)では「課税最低限と最低生活費の比較の結果、課税最低限は総額では最低生活費を保証するのに十分な水準であるものの、人的控除だけでは、最低生活費を全く保証できない低い水準にとどまっているといえる。」と結論づけている⁶⁾。蜂屋(2001)の視点から課税最低限の水準を考えると、課税最低限は引き下げる余地があり、その水準を引き下げる際には、総額として引き下げると同時に基礎控除等の人的控除を引き上げることも必要であるだろう。

表2 最低生活費と人的控除(2000年度)

		(年額、万円)					
		1級地		2級地		3級地	
		1	2	1	2	1	2
夫婦子二人	最低生活費	303	290	277	265	246	233
	人的控除	215	215	215	215	215	215
夫婦子一人	最低生活費	238	228	218	209	193	183
	人的控除	152	152	152	152	152	152
夫婦	最低生活費	176	169	161	154	141	134
	人的控除	114	114	114	114	114	114
单身	最低生活費	120	115	110	106	95	90
	人的控除	38	38	38	38	38	38

(資料)大蔵省「財政金融統計月報」、全国福祉協議会「生活保護手帳」等を参考に作成。

(出所)蜂屋(2001)P.44より引用。

3. 課税最低限を構成する所得控除の見直し

様々な要因で複雑化してしまった税制は、現在、政府税調および経済財政諮問会議において簡素化に向け検討が進められている。ここでは個別の所得控除

6) 蜂屋(2001)P.44より引用。

について見ていくことにしよう。

3-1 給与所得控除

給与所得控除は給与収入からその収入金額に応じて控除をするものである。これは、大正二年に設けられた「勤労所得控除」に由来するものである。当時、勤労所得は資産性所得や事業所得といった他の所得よりも担税力が弱いと見なされ、何らかの調整が必要であるという理由で創設された。戦後、シャープ勧告によりその縮小を検討するが変更されず、たびたびの控除額変更の末現在に至る。1987年、税制調査会は給与所得控除を勤務費用の概算控除、他の所得との負担調整を主たる目的と理解することが妥当であるとした。しかし、現在の給与所得控除の水準がマクロ的に見れば給与収入の約3割に達している。この水準は勤務費用の概算控除として妥当な水準なのであろうか。

表3 給与所得獲得のための経費

(単位:万円)

階級	年間給与	経費	比率
第1分位	337.4	28.3	8.4%
第2分位	476.8	34.7	7.3%
第3分位	591.9	41.9	7.1%
第4分位	737.3	50.3	6.8%
第5分位	1014.6	63.6	6.3%

(備考)経費にカウントした消費項目:背広服、郵便料、男子ワイシャツ、電話通信料(固定、移動)、教養的月謝、ネクタイ、パソコン・ワープロ、理髪料、男子靴下、新聞、腕時計、男子靴、雑誌、交際費(贈与金含む)。

(出所)林(2002)P.120より引用。

林(2002)では『家計調査年報』のデータを用いて所得獲得のための経費を概算し、概算経費としての水準を評価している。表3は給与所得獲得のための経費が給与収入に占める割合を示している。経費の項目は表3に列挙している項目を含められているが、経費項目にどの項目を選ぶかによってその額は変わってくる。この点に関しては明確な選択基準がないため林(2002)では問題としていない。交通費についても、一般に給与以外の非課税部分として支給されるケースが多いため考慮外としている。表3をみると、年間給与に対する経費の水準は6%から8%の水準となっている。このことから、林(2002)では給与所得控除の水準に関して「経費の概算控除としての現行の給与所得控除は、給与収入

の水準にかかわらずかなり高すぎるという結果になる」としている⁷⁾。また、他の所得との負担調整という観点からは、就業者にしめるサラリーマンの割合が8割に達している今日において、他の所得との負担調整が必要かどうかは疑問である⁸⁾。このように、勤務費用の概算控除および他の所得との負担調整のいずれの観点からも給与所得控除の水準は過大な水準にあるということができよう。

3-2 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除、配偶者特別控除は、所得分割の可能な共稼ぎ世帯が片稼ぎ世帯に比べて税制上有利に扱われているという点および「パート問題」の点から導入された⁹⁾。導入時はこれらの問題点を解消することができるというメリットを持っていた。しかし、社会状況の変化とともにこれらのメリットは次第に形を変えてきた。現在の配偶者控除および配偶者特別控除は、夫の所得が1000万円以下の、専業主婦および一定水準以下の収入のある配偶者にのみ適用されているため、男女間の就労の選択に関して中立ではないという点や、配偶者について二つの人的控除が世帯主に適用されるため、本人に対する基礎控除、他の扶養者に適用される扶養控除などの人的控除とのバランスを失っているという点が逆にデメリットとして表面化してきている。これらの点から考えると、配偶者控除・配偶者特別控除に関しては今後廃止・縮小化の方向で議論することが適当であろう。配偶者特別控除を廃止する場合には再び「パート問題」が生じてしまうため、この点に関しては政策上何らかの配慮が必要となる。

3-3 社会保険料控除、公的年金等控除および老年者控除

今後の一層の高齢化社会の中で早急に検討すべきものが年金税制である。この年金税制と関連をもつのが社会保険料控除、公的年金等控除および老年者控

7) 林(2002)P.121より引用。

8) 2000年現在の就業者数6446万人のうち雇用者が5356万人である。厚生労働省ホームページより。(www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roukei/shihyou/3.html)

9) 「パート問題」とは、パートで働く配偶者の収入が一定額を超えると、夫婦合わせた税引後の手取りがかえって減少するという「手取りの逆転現象」のことである。

除である。政府税調では公的年金に関する税制の現状に関して以下のように述べている。「拠出段階において本人が拠出する保険料については、その全額が社会保険料控除により所得から控除され、課税対象から除かれています。給付段階においては次に述べるように、受給する年金から公的年金等控除や老年者控除等が控除され、実質的に課税対象から除かれています。(中略)公的年金収入によっている年金生活者(年齢 65 歳以上)の課税最低限は給与所得者の場合より高い水準となっています。また、わが国の公的年金にかかる税負担は国際的に見ても極めて低いものとなっています」¹⁰⁾。今までのような高い経済成長や賃金上昇が期待できない現状では、今後の更なる高齢化社会を迎えるにあたって年金受給者が増加し、年金給付額が増大する一方で課税ベースが縮小化することは容易に推測できる。森信・前川(2001)によると、現状の年金税制は「社会保険料等控除、公的年金等控除のもとで、積立て時、給付時ともに非課税となっていることが、アメリカのような積立て時課税の国とは異なり、課税ベースを小さくする最大の要因となっている」とし、現在の年金制度を維持し続けられれば、将来所得税制を維持できない状況になってしまうと指摘している¹¹⁾。現在の高齢者の経済状況は以前とは異なってきている。これまでは高齢者イコール経済的弱者という考え方であったが、現在では必ずしもそうとはいえない。それは高齢者世帯の一人あたりの所得水準は上昇し、平均保有資産は現役世代のそれを上回っているからである。高齢者でも、経済力のある人はそれに見合った税負担を行うべきだろう。

3-4 その他の控除

生命保険料・損害保険料控除は戦後の復興期に資本の蓄積、国民生活の安定という政策目的で創設された。これらの控除に関して政府税調は、「制度創設後長期間が経過し、保険加入率は相当の水準に達しているほか、大半の納税者に適用されておりこれ以上の誘引効果も期待し難い。」「保険の貯蓄としての側面に着目すれば様々な貯蓄手段のうち、特に保険に限って税制上優遇する本

10) 税制調査会(2000)より引用。

11) 森信(2001)P.121より引用。

制度は金融商品間の税負担の公平性および中立性等に照らし問題があるといえる」と考えている¹²⁾。このような創設時の目的を達成した所得控除は存在意義が乏しい¹³⁾。

このように、所得控除の多くは創設時の採用根拠を適切に反映しなくなり、現在ではいたずらに所得税の課税ベースをせばめている。次章では、所得税の課税ベースの拡大と限界税率の引き下げに関してどのような研究がなされているのかみていくことにする。

12) 税制調査会(2001)より引用。

13) このほかにも、勤労学生控除・寡婦控除などは控除適用者数が他の所得控除適用者に比べて極端に低いため今後合理化の方向で検討するべきである。

・ 課税ベース拡大とアメリカの税制改革

日本やアメリカの税制は様々な控除制度を用いることによって複雑化し、課税ベースを縮小させている。課税ベースを縮小させ限界税率を引き上げるとは課税を行う上で不公平を招き、労働意欲、納税意欲を減退させることにつながる。一方で課税ベースを拡大し限界税率を引き下げるとは全所得階層を通じての広く薄い負担を求めるとともに水平的公平、垂直的公平をも達成することが可能である。このように、課税ベースが広く限界税率の低い税制のほうが望ましい。この章では課税ベースの拡大、限界税率の引き下げに関する先行研究を見ていくことにする。

1. 課税ベースのイロージョン

まず最初に日本の課税ベースを所得階層別に推計し、課税ベース拡大の可能性を探っている石(1979)を見ていこう。石(1979)は、所得階層別に包括的所得税課税ベースおよび税収を推計した。具体的には、所得控除前の収入額から各所得控除項目を控除し、実際の課税所得を推計するとともに、所得控除前の収入額に、除外項目(租税特別措置法による非課税分、山林所得・一時所得の特別控除等)を加算することにより包括的所得税における課税ベース、税収および所得税のイロージョン(漏れ)を推計している。

ここで微妙な問題となっているのがイロージョンの範囲である。アメリカの包括的所得税論者である Pechman(1959)は、同様の分析をアメリカの所得税に関して行っており、その際に日本の所得税制において基礎控除に相当する人的控除(personal exemption)をイロージョンの範囲から除外している。これは、「人的控除を正当化する主たる根拠は次の通りである。所得がある水準を越えてはじめて租税の支払能力が生じる。そしてその水準が時には最低生活水準とみなされ、時には若干高い生活水準とみなされる」という考えに基づいているからである¹⁴⁾。つまり、この問題を解決するには公平の観点から税制がどうあるべきかを検討する必要がある。この点に関して Bittker(1967)は次のような見

14) J.A.Pechman, (1959)P.267 より引用。

解を述べている。「イロージョンの範囲を決定するためには、最初に税制はどうあるべきかに関して、1つの考えを持たなければならない。なぜなら、これは公平に関する問題であり、その公平の基準というのは個人的なものであるので、万人が納得するような唯一の基準というものなどまったく存在しないのである」¹⁵⁾。この Bittker(1967)の見解が示すようにイロージョンの範囲を課税の公平の視点から一義的に決定することはほぼ不可能である。そのため石(1979)では、できる限り大きな範囲でイロージョンを定義するという意味ですべての所得控除をイロージョンに含めて推計を行っている。

こうして得られた推計結果を検討してみると、特別措置、分離課税による高所得層のイロージョンが高水準になっている。また、中・低所得層のイロージョンは所得控除が中心であるが、その重要性は高所得層のそれよりも低いものである。これは高所得層の方が適用される限界税率が高くなるためであると考えることができる。イロージョンを課税ベースに含めることができれば課税ベースを拡大することができる。それによって、階層全体の税率を60%引き下げることが可能になるという結果が出ている¹⁶⁾。さらに、課税ベースを拡大することは垂直的不公平を是正することにもつながる。ただ石(1979)の研究は所得の定義が明確になされていないところが不十分である。できる限り大きな範囲で把握しようという意図ですべての所得控除をイロージョンに含めている。しかし所得を獲得するための必要経費として用いられる基礎控除のような所得控除をもイロージョンに含めているところには疑問が残る。

2. アメリカにおける税負担の変化

次に、様々な所得控除が採用されて複雑化してきたアメリカの税制について、所得階層間での再分配効果を分析している Pechman(1985)をみていくことにしよう。Pechman(1985)は1980年のアメリカの全租税が所得分布に与える効果をクロスセクションデータを用いて分析し、また過去20年間にわたる所得分

15) B.I.Bittker,(1967)P.929より引用。

16) 石(1979)P. 52参照。

布がどのように変化したかを時系列データを用いて分析した。この研究の特徴は以下の3つが挙げられる。まず第1に、基礎として用いるデータが世帯に関するマイクロデータである点。第2に、租税の帰着に関して表4に示すような8つの仮定を用いている点¹⁷⁾。第3には、1980年以降のデータについては1975年のデータを引き延ばしている点が挙げられる。ここでは所得概念として賃金、利子、配当等の稼得した所得に移転所得および実現の有無を問わないキャピタル・ゲインを加えた所得が用いられている。Pechman(1985)は1980年の税負担配分について以下のように示している。「どの帰着仮定のもとでも累進度・逆進度の程度が相対的に小さいので、税制が所得分布に与える影響が非常に小さいことは明らかである。しかしながら、非常に累進的な移転所得制度が所得分布に多大な影響をもたらしている」¹⁸⁾。

また、1968年から1985年の税負担配分の変化については次のように結論づけている。「この研究で定義される所得は1966年から1985年の間、実質的に変化しなかった。しかし、この所得の概念がこの期間中に急増した移転所得を含む結果、市場活動からの所得(賃金、給与、利子、配当等)の分布はより不平等になったに違いない。1966年よりも1985年の方が税制がより累進的でなくなったために、課税後の所得分布はより不平等になった」¹⁹⁾。1985年は税制が累進的であったにもかかわらず、所得分配が不平等になっているのは様々な所得控除を採用したために課税ベースが縮小し、それに伴い所得税が持つ所得再分配効果が弱まってしまっているからであるということが考えられる²⁰⁾。

このように課税ベースが縮小し、税制が複雑化してきたアメリカにおいて実

17) ケース1は資本のや労働の供給が固定され、完全競争、価格伸縮性、完全な要素移動が可能である場合であり、ケース2は法人税が株主の受け取る配当に転嫁している場合である。ケース3は、ケース1,2の折衷案である。

18) Pechman(1985) P.4 ~ 5 より引用。ここでいう移転所得とは、社会保障と失業給付、福祉手当、労災補償、食料スタンプ、高齢者及び低所得者への医療サービスが含まれる。

19) Pechman(1985) P.9 ~ 10 より引用。

20) 1984年の税率表は14段階。

際に課税ベースの拡大およびフラット化を行っている税制改革の事例を次にみていくことにしよう。ここで紹介する財務省報告とは 1986 年のアメリカの税制改革に際し、アメリカ財務省が 1984 年に税制改革案として大統領に報告したものである。

表 4 租税の帰着に関する 8 つの仮定

租税と分配基準	ケース1			ケース2		ケース3		
	a	b	c	a	b	a	b	c
個人所得税 納税者								
売上税・消費税 課税品の消費								
法人所得税 配当 資産所得一般 1/2配当、1/2資産所得一般 1/2配当、1/4消費、1/4消費 1/2資産所得一般、1/2消費								
土地に対する財産税 土地所有者 資産所得一般								
固定資産に対する財産税 住宅と消費 資産所得一般 1/2住宅と消費、1/2資産所得一般								
被用者分の給与税 賃金								
雇用者分の給与税 賃金 1/2賃金、1/2消費								

(出所) Pechman(1988)石弘光・馬場義久訳 P.41より引用。

3. アメリカ財務省報告

さまざまな政策目的や特別措置により複雑化してきた税制を是正するために、アメリカの財務省報告 (Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth) では、公平・簡素および経済的中立を目指して主に課税ベースの拡大と所得税率のフラット化について検討している。この財務省報告では、当時の税制 (11% ~ 50% , 14 段階) の代替案として、表 5 のような 4 つの改革案が提示された。純均一税 (Pure flat tax)、修正均一税 (Modified flat tax)、消費所得

税 (Consumed Income Tax)、付加価値税 (Value Added Tax) の 4 つである²¹⁾。これらの 4 つの改革案にはそれぞれ長所・短所があるが、この財務省報告の正式名称である『公平・簡素および経済成長を目指した税制改革案』に適する改革案として修正均一税が採用されることになる。修正均一税の長所は税制の簡素化、課税所得の範囲を広げ低税率を用いることでの水平的公平の達成および経済的中立の維持が可能となるという点である。一方で短所としては課税所得の範囲を設定することが難しく、高所得層から低所得層への税負担の移転が生じてしまうという点が挙げられる。所得の範囲を設定することで課税ベースの範囲は変わってくるため、所得の範囲を決定することは非常に重要な議論である。この財務省報告では所得の定義として経済的所得 (Economic Income) という所得概念を用いている。これは、消費および正味財産の変化分の合計額にできるだけ近づけるために包括的に計測された所得のことであり、AGI (調整総所得) とも他の税制の所得概念とも異なる。

表 5 財務省報告における税制改革案の特徴

	長所	短所
純均一税 (Pure Flat Tax)	課税ベースが広い 低税率が適用できる 税制の簡素化が可能	税負担の移転 高所得層から低所得層へ
修正均一税 (Modified Flat Tax)	税制の簡素化 経済的中立性の維持 水平的公平の達成	課税所得の範囲を設定することが困難
消費所得税 (Consumed Income Tax)	発生主義課税の問題なし インフレ調整不必要 消費と貯蓄の選択に関し中立的 ライフサイクルで見ると所得税より公平	移行期に生じる問題 納税者にとっての複雑さ増 贈与・遺贈の問題 租税条約交渉の必要性
付加価値税 (Value Added Tax)	貯蓄・投資を阻害しない 種々の収入・支出に対し中立的 効率的かつ負担感なく徴収可能	税負担を低所得層に移転 逆進性の問題 州税と課税ベースが重複する

21) 純粋均一税は、課税最低限以上の所得に対して一つの税率を設定するのに対して、修正均一税は二つの税率を設定することにより累進性を保っている。消費所得税とは、いわゆる支出税のことである。

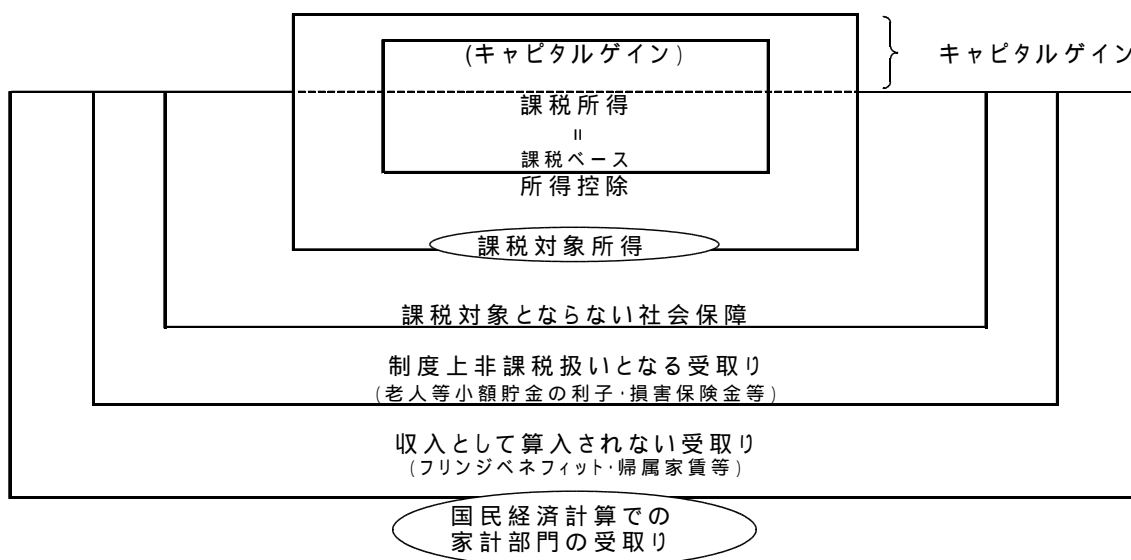
この財務省報告で提案された税制は、税収中立を前提として課税ベースを拡大し包括的に定義することおよび税率を引き下げフラット化することによって中立性と公平性を以前の税制よりも達成する事に成功している。また、所得控除および税額控除項目を削減することによって、申告書の提出割合を減少させ、所得控除項目の明細表の約 1/3 を減少させることに成功した²²⁾。財務省報告では簡素化も同時に達成されている。

3.ではアメリカの税制改革の事例を見てきたが、課税ベースの拡大とフラット化という税制改革のシミュレーションを行うにあたり現在の日本の所得税課税ベースの現状を把握しておく必要がある。この点について、森信・前川(2001)を見ていくことにしよう。

4. 日本の所得税課税ベースの推計

森信・前川(2001)では、1980年から1997年の所得控除の規模、および課税所得の規模をマクロレベルで把握し、その規模の変化を時系列で観察している。

図2 マクロベースでの家計部門の受取りと課税所得(課税ベース)の関係



(出所)森信・前川(2001),P.111より引用。

22) アメリカでは課税最低限以下の所得の場合、申告書を提出する必要がない。また、概算控除(Standard Deduction)を採用せずに、項目別控除(Itemized Deductions)を採用する場合、控除項目の明細表が必要となる。

図 2 は「家計部門の受け取り」と「課税所得」との関係を示している。「課税所得」の具体的な推計手順は表 6 に示すように SNA（国民経済計算）における「家計の受け取り」から「個人の収入として算入されない受け取り」、課税対象とならない社会保障、「所得控除」を控除する。

表 6 課税所得の算定方法

		SNA対象項目	用いられるデータ等
A	家計部門の受け取り	『家計部門の受け取り』	
マイナス	a1 個人の収入として算入されない受け取り		
	・ 帰属家賃	『持ち家の営業余剰』	
	・ フリンジベネフィット 1		
マイナス	a2 制度上非課税扱いとなる受け取り		
	・ その他の移転 2	『その他の経常移転』	
	・ その他の非課税扱い分 『老人等の少額貯蓄利子』 『老人等の郵便貯蓄利子』 『財形貯蓄利子』 『損害保険金』	『損害保険金』	『国税庁統計年報書』 『老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払額』 『その他非課税分支払額』
マイナス	a3 課税対象とならない社会保障		
	・ 社会保障雇主負担分	『社会保障雇主負担』 『無基金雇業者福祉給付』	
	・ 社会保障給付 『公的年金』 『それ以外』	『社会保障給付』	SNA付表9『一般政府から家計への移転明細票(社会保障関係)』に掲載される社会保障給付の内訳を利用
	・ 社会扶助金	『社会扶助金』	
	・ 社会保険料 『公的年金保険料』 『その他の保険料』		『民間給与の実態』・『申告所得税の実態』に掲載される一人あたりの社会保険料控除額に雇業者数と事業者数を乗じる。 『家計調査』の全国勤労者世帯月平均社会保険料支払の内公的年金支払額の占める割合を『社会保険料控除』に適用
	・ 医療費		『申告所得税の実態』の医療費控除額の平均値を求め、雇業者・事業者全体の『医療費控除額』を算出。
マイナス	b 所得控除		
	・ 給与所得控除		
	・ 人に関する控除 基礎控除 配偶者控除配偶者特別 扶養控除 特定扶養控除 老人扶養控除		一人あたりの控除額に適用者数を乗じることでマクロの推計を行う。
=	C 課税所得		

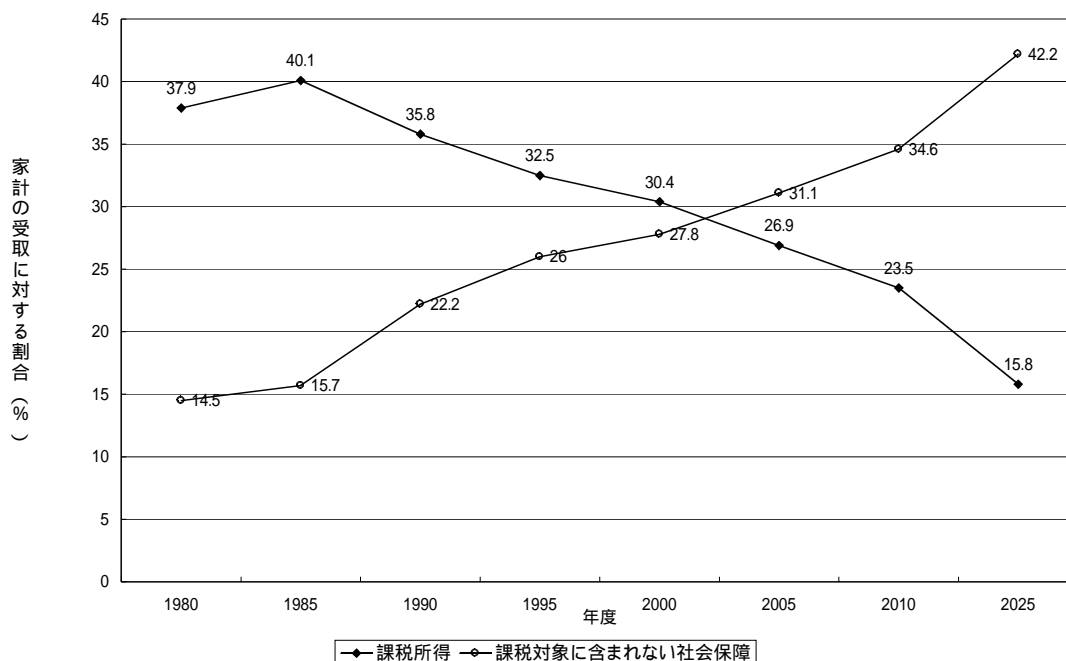
1抽出が困難なため、明示的に取り扱わない。
2仕送りや贈与等対価を伴わない金銭の移転

これらの「課税所得」、「所得控除」および「課税対象とならない社会保障」の「家計の受取り」に対する割合を見ていくことにしよう²³⁾。まず最初に、図 3 は、「課税所得」と「課税対象とならない社会保障」の「家計の受け取り」に対する割合を示している。「課税所得」の「家計の受取り」に対する割合は長期的に見てその割合が減少している。2025 年の数字は「21 世紀に向けての社会保障」の試算をもとにしてはいるが、その割合は 15.6%と 2000 年と比べれば

23) ここでの「家計の受取り」は「帰属家賃」を控除している。「帰属家賃」を課税対象にするのは不可能であるためである。

半分の割合となっている²⁴⁾。

図3 「課税所得」および「課税対象にならない社会保障」の「家計の受け取り」に対する割合



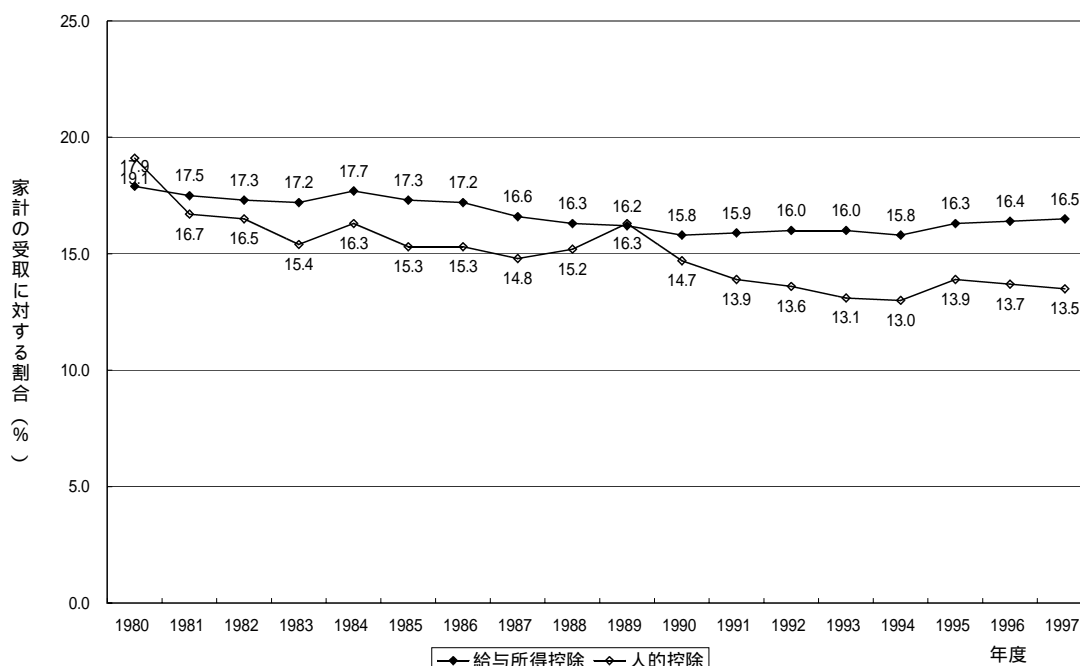
(出所) 森信(2001)P.9より引用。

次に「人的控除」について見ていくことにしよう。図4は「給与所得控除」および「人的控除」の「家計の受け取り」に対する割合である。これらの「家計の受け取り」に対する割合は、長期的には減少傾向にある。しかし、期間を分けて見てみると、バブル期は給与所得控除の増加水準以上に所得水準が上昇しているため減少傾向にある。またバブル期以降は不況の影響を受けて所得水準が伸び悩み、女性の社会進出の影響を受けて給与所得控除適用者数が増加してきた。これに伴って「給与所得控除」の「家計の受け取り」に対する割合が1994年以降若干ながら増加する傾向にある。「人的控除」の割合は、少子化や女性の社会進出に伴い、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除の適用割合が減っ

24) 2000年以降の推計部分は有識者会議報告書『21世紀に向けての社会保障』(2000.10)による試算をベースにしている。

ているので、控除額が引き上げられているにもかかわらずその割合は減少している。これからは、さらに少子化・女性の社会進出が進む中で、これらの割合はさらに減少することが予想される。

図4 「給与所得控除」および「人的控除」の「家計の受け取り」に対する割合



(出所) 森信(2001)P.116より引用。

最後に「課税対象とならない社会保障」の「家計の受け取り」に対する割合を見てみよう。社会保障給付は1989年の厚生年金、国民年金制度の改正および「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」の影響を受け、1990年以降急上昇している。今後のさらなる高齢化を考えると、年金の給付が増大することは不可避であり、その財源としての社会保険料の値上がりも不可避である。このように予想される「課税対象とならない社会保障」の急激な増加と、一方で予想される「家計の受け取り」の低成長により、社会保険料負担および年金給付額の対国民所得比は年々増加し、図3にあるように2025年の「課税対象とならない社会保障」の「家計の受け取り」に対する割合は42.2%に、「課税所得」の「家計の

受取り」に対する割合は 15.8%になると予想されている²⁵⁾。これらの結果より、将来の日本の課税ベースは縮小する一方で、「課税対象とならない社会保障」が増加していく。このような状態を森信・前川(2001)では「日本の所得税制は「融解」とでも表現すべき現状になっていくことを意味している」としている²⁶⁾。

森信・前川(2001)では、課税ベースを考える上での今後の課題として、所得税は所得再分配機能を担うべきであり今後も基幹税として重要であるとした上で、以下の 3 つの項目をポイントとしてあげている。1 つ目は社会保障関係の諸控除のあり方。2 つ目に給与所得控除のあり方。3 つ目として消費税増税と、課税最低限の引き上げの組み合わせの回避である。推計結果により「課税対象とならない社会保障」の割合が急増することが予想されているので、課税ベース縮小の要因である社会保障関係の諸控除を完全には排除できないとしても、できる限り縮小させることが重要であるとしている。給与所得控除については、就業者の 8 割がサラリーマンという現状に他の所得との負担調整が必要であるのか、という議論から縮小の方向で考えるべきであるとしている。これまでの税制改正に伴い、課税最低限の引き上げによる減税と、消費税の増税が組み合わされて行われてきた。これらの減税方法は税制を複雑にするとともに課税ベースを縮小させるという結果をもたらした。そのため、森信・前川(2001)では、このような組み合わせでの税制改革は避けるのが望ましいと主張している。

以上見てきたように石(1979)では課税ベースの拡大が税率の引き下げを可能にし、垂直的公平につながることを確認した。Pechman(1985)では、当時の税制が累進的であるにもかかわらず税負担配分が不平等になっていることは、課税ベースの縮小がもたらすものであることが確認できた。アメリカの財務省報告では、税収中立を前提として課税ベースの拡大とフラット化が、公平性と経済的中立性および簡素化の達成という租税の三原則を満たしている。森信・前川(2001)では、現在の税制のまま推移すれば今後の少子高齢化に伴って、日本

25) 有識者会議報告書『21世紀に向けての社会保障』(2000.10)による試算より。

26) 森信・前川(2001),P.119より引用。

の所得税制が危機的状況に陥ることを提示するとともに、今後の課税ベースを検討する上でのポイントも確認している。

現在の所得控除はその成立の過程がそれぞれ異なっていて、現在の社会情勢には合わないものも数多くあると思われる。また、森信・前川(2001)が示すように超高齢化社会を迎える日本において非課税の社会保障の改革が必要であることは明らかである。 . ではまず改革案を示し、それに従いシミュレーションを行い、家計における税負担がどのように変化しているのかを所得階級別、年齢階級別、および世代別の視点からみていくことにしよう。

． 所得税制改革のシミュレーション

1. 改革案の提示

本章では表 7 に示す税制改革案をもとに税制改革のシミュレーションを行う。1.では改革案の説明を行なう。2.では所得階級別の税負担の変化を、3.では年齢階級別の税負担の変化を、そして 4.で世代別での税負担の変化を見ていくことにする。

経済財政諮問会議では、従来の租税原則である「公平・中立・簡素」を「公正・活力・簡素」に改め、今後の税制改革の方針とした。この「中立」から「活力」への変化は、税制が経済に対して中立であるべきという考え方から、税制が経済を刺激することによって活性化を図ろうとするものへの変化である。この「活力」の意味は具体的には「広く薄く」税負担を求めることによって納税意識・労働意欲を高めようとするものである。所得控除を縮小し、税率を下げることはこれまでは課税最低限以下で税負担がなかったものにも負担を課し納税意識を高めることにつながる。追加的に労働を行うことによって、手取額がこれまでの税制よりも増えるため労働意欲も高めることが可能である。また、老齢であっても担税力を有すると考えられるものは税負担をすべきであるという考えも「広く薄く」税負担を求めることにつながる。ただし、このような考え方は低所得者にたいして不利で高所得者に対して有利な考え方であり、不公平な税制改革だと捉えられるかもしれない。しかし、先に述べたように課税ベースを拡大し、それに伴って税率を下げることは、経済を活性化させる、つまり「活力」を高める上で重要であると考ええる。

．で示したとおり、現在の所得控除はその創設時の目的が達成され現在の経済社会情勢にそぐわないものも多くなっている。ここで改革案の内容を見ていくことにしよう。表 7 は現行税制と改革案とを比べたものである。給与所得控除は、勤務費用の概算控除という性格を重視し、一律 20 %とした。最低控除額は現行と同じ 65 万円とする。公的年金等控除・社会保険料控除・老年者控除は、高い経済成長や賃金上昇が望めないなかで、今後の一層の高齢化社会を考慮に入れると、現在のような拠出・給付のどちらの段階においても非課税のまま維持することは不可能である。そのため改革案においてはこれらの控除を廃止し、受給段階の年金収入に対しても課税を行い、拠出段階である社会

保険料控除も廃止することになっている。

配偶者控除、配偶者特別控除はサラリーマンの妻の内助の功（妻の家事サービス）に対する評価としてその存在が正当化されている。この内助の功は帰属所得として本来ならば課税所得に参入されるべきである。しかし、逆に所得控除として優遇されるのは、女性の就労に対するインセンティブを阻害するものであると考えられるため本稿の改革案では廃止することにした。ただし、配偶者特別控除は、所得税法第 83 条の 2 において消失控除の形態として記載されているため、配偶者控除をそのままにして配偶者特別控除を廃止すれば、再び「パート問題」を生じさせることになる。この点に関しては配偶者控除を消失控除にすることで対応できる。

このように所得控除を減らすことは課税ベースが広がることになるので、増税を意味する。本稿では税収中立を前提としてシミュレーションを行うため、所得控除の減少による財源を用いて税収中立となる税率を求めた。具体的には、『税務統計から見た民間給与の実態』の第 17 表「給与階級別の諸控除」をもちいて、モデル上の税収を求めている。まず第 17 表には、給与所得者数・給与額・控除適用人数等が記されているので、これらを用いて平均給与、人的控除に関しては適用割合を、またプログラム上で考慮されている社会保険料・生命保険料・損害保険料控除等のその他の控除に関しては一人あたりの平均額をそれぞれ所得階級別に求めた²⁷⁾。次に、これらの平均給与から、平均給与をもとにした給与所得控除、適用割合を乗じた人的控除の金額およびその他の控除の一人あたりの控除額を差し引いて課税所得を求めた。こうして求めた課税所得に現在の税率表を適用し、税額を求める。ここで求められた税額は一人あたりの税額であるのでこれに各階級の給与所得者数を乗じると給与階級別の税額が求まり、これを合計することで所得税のモデル上の税収を求めることができる。税収中立の改革案を作成する際には現行税制で行った同様の手法で課税所得まで求める。この段階では課税ベースが拡大されているため課税所得は現行

27) ここで考慮している人的控除は基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・老年者控除および給与所得控除である。

税制よりも増加しているはずである。ここで、税率区分と税率を決めることで税収中立の改革案が完成する。この作業により決まる税率は課税所得 400 万円までが 5%で以降が 15%の二段階の税率である。以下ではこの所得税の改革案をもとにおこなうシミュレーションの結果を見ていくことにしよう。

表 7 所得税制の改革案

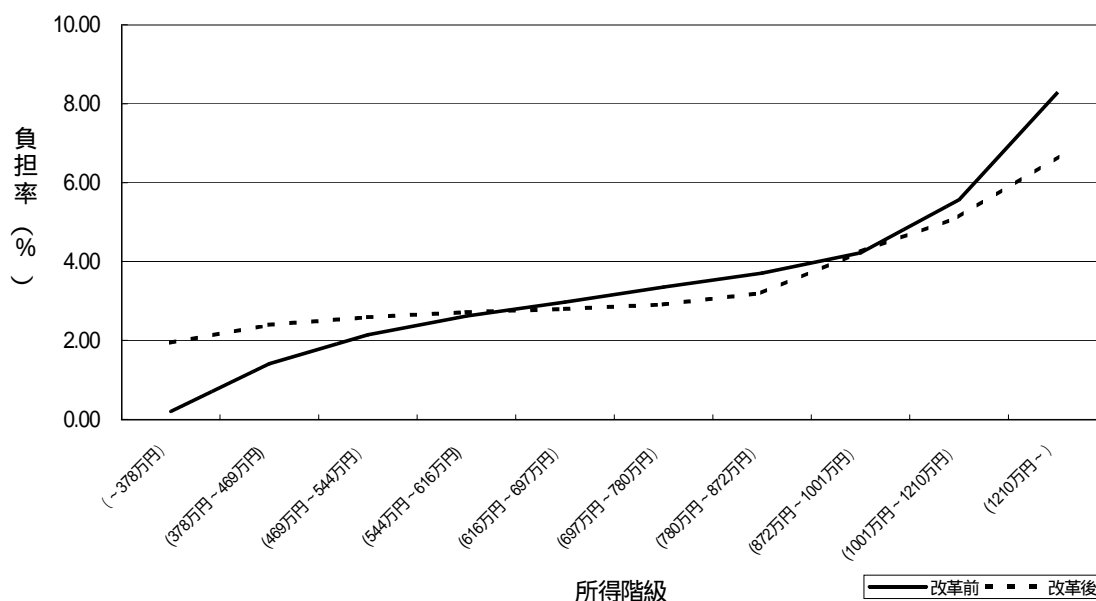
	現行所得税制	改革案
給与所得控除	給与収入 180 万円以下 40% 360 " 30 660 " 20 1000 " 10 1000 万円超 5 (最低控除額65万円)	一律20%
人的控除	基礎控除 38万円 配偶者控除 38万円 配偶者特別控除 38万円 扶養控除 38万円 特定扶養控除 63万円 老年者控除 50万円	基礎控除 38万円 配偶者控除 38万円 配偶者特別控除 廃止 扶養控除 38万円 特定扶養控除 廃止 老年者控除 廃止
公的年金等控除	定額控除100万円 年金収入 控除率 360 万円以下 25% 720 " 15 720 万円超 5 (最低控除額140万円)	廃止
社会保険料控除	支払額の全額	廃止
税率表	課税所得 330 万円以下 10% 900 " 20 1800 " 30 1800 万円超 37	課税所得 400 万円以下 5 % 400 万円超 15

2. 所得階級別での税負担の変化

最初に所得階級別での税負担の変化を見ていくことにしよう。所得階級での税負担の計算には、『家計調査年報 2000 年度版』(総務庁統計局)の「第 5 表 年間収入五分位・十分位階級別 1 世帯あたり年平均一ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)」のデータを用いた。改革前の税制には 2000 年の所得税制を用い、改革後の税制には前述の改革案税制を用いた。図 5 は税制改革前後での税負担の変化をグラフで示したものである。縦軸には負担率、横軸には所得階級をとっている。負担率は、分母に給与収入、分子には所得税額をとっている。所得階級は『家計調査年報』で用いられている階級をそのまま使用している。図 5 を見ていくと、第 1 分位から第 5 分位までは改革前に比べて、改革後の税負担

が増加している。第 分位で 1.74 パーセントポイント、第 分位で 0.99 パーセントポイント、第 分位で 0.45 パーセントポイント、第 分位で 0.11 パーセントポイント負担率が上昇している。このような負担率の上昇は、改革案税制における所得控除の減少による課税ベース拡大の効果が、税率引き下げによる税負担減少の効果を上回っていることで説明できる。第 分位(年間収入 616 万円～ 697 万円の階級)において改革後の負担率が初めて改革前を下回る。その後第 分位に至るまで、第 分位で 0.44 パーセントポイント、第 分位で 0.50 パーセントポイント下回っている。第 分位で改革前とほぼ同水準となり、その後第 、 分位でそれぞれ 0.43、1.63 パーセントポイント下回っている。ここでは所得控除の減少による課税ベース拡大の効果よりも、一律 20%の給与所得控除による課税所得の減少およびフラット化による税負担減少の効果が上回り、全体として税負担の減少につながっていると考えることができる。改革後のグラフでは第 分位を境に負担率が上昇している。これは第 分位を境に課税所得が 400 万円を超え、適用される税率が 5%から 15%に上昇したためだと考えられる。所得階級全体を通してみると、負担率の上昇は改革前に比べ改革後のほうが緩やかになっている。これは、改革前よりも改革後の方がより「広く薄い」税負担を課しているということを示している。

図 5 所得階級別の税負担の変化



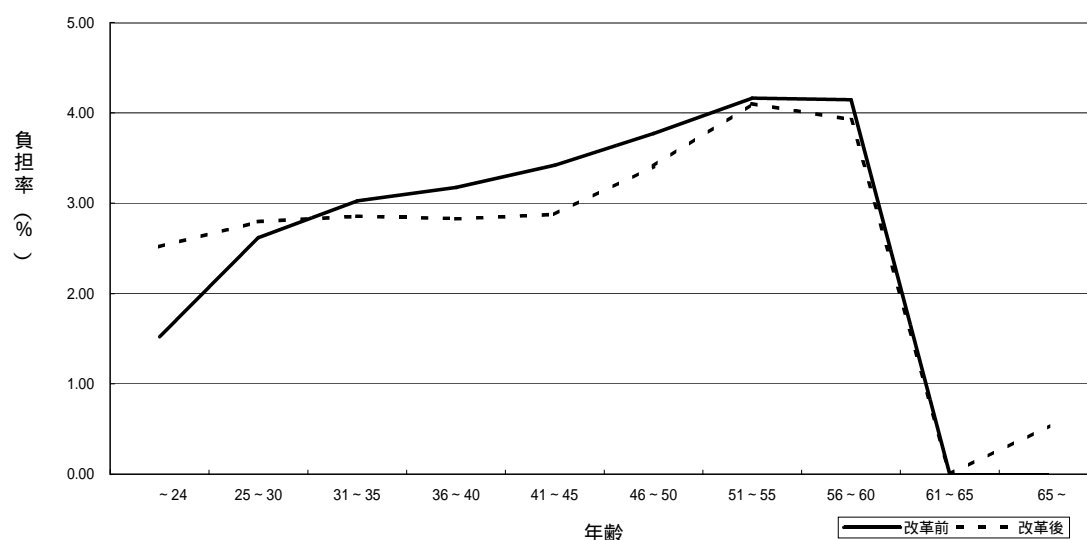
このように改革前と改革後において第 分位を境に低所得者には税負担増加となり高所得者には税負担減少となっている。本稿で行っているような、税収中立のもとでの課税ベースの拡大とフラット化という税制改革では、低所得者に対し増税となり高所得者に対して減税となる傾向がある。

3. 年齢階級別の税負担の変化

次に年齢階級別の税負担の変化を見ていくことにしよう。年齢階級別の税負担の変化は改革時点での税負担の変化を計算したクロスセクションでの分析であるので、生涯の税負担の変化を計算したものではない。生涯の税負担の変化は、第四節の世代別の税負担の変化のところで詳述することにする。年齢階級別の税負担の計算には、『家計調査年報 2000年度版』(総務庁統計局)の「第7表 世帯人員・世帯主の年齢階級別 1世帯あたり年平均1ヶ月あたりの収入と支出(勤労者世帯)」を用いた。ここでも所得階級別の税負担の計算と同様に、改革前の税制には2000年度の税制を、そして改革後の税制には改革案税制を採用している。図6は税制改革前後での税負担の変化をグラフにしたものである。縦軸には負担率、横軸には年齢階級をとっている。負担率は分母に給与収入もしくは年金収入、分子には所得税額をとっている。年齢階級は『家計調査年報』の第7表に採用されている年齢階級をそのまま使用している。図6を見ていくと、24歳以下の階級で1パーセントポイント、25歳から30歳の階級で0.18パーセントポイントと20代では、負担率が上昇している。このような上昇は、若年層の給与収入が少ないため、給与所得控除による控除額が改革前に比べて大幅に減少することや、社会保険料控除等の廃止など課税ベース拡大の影響であると考えられる。30代から40代までの範囲では負担率は改革前に比べて減少している。これは、税率の引き下げによる税負担減少の効果が、課税ベース拡大の効果を打ち消し、さらに税負担を減少させているためである。50代では改革後の税負担が減少しているがそれほど大きなものではない。最後に61歳から65歳の階級および65歳以上の階級である老齢世代の税負担の変化を見ていくと、61歳から65歳の階級においては改革前、改革後とも負担率がゼロとなっている。これは、税負担の計算の仮定として60歳で退職するとしているため、給与収入がなくなるからである。年金収入は生じているが、改革前については老齢者控除、公的年金等控除等の所得控除によ

り課税所得がゼロになる。また、改革後において老年者控除、公的年金等控除は廃止されているが課税所得が課税最低限を超えないため税負担は生じていない。65歳以上の分位において改革後に税負担が生じているのは、改革案税制において老年者控除や公的年金等控除などの、高齢であるという理由で採用されていた所得控除を廃止したためだと考えられる。

図6 年齢階級別での税負担の変化



このように改革前と改革後を比較すれば、改革後における壮年期の税負担の減少幅が大きくなっていて、その分若年期・老年期における税負担が上昇している。このような改革を行うことは、これまで重税感のあった壮年期の税負担を取り除き、負担の少ない若年期および老年期に負担させることで、「広く薄い」課税をすることにつながる。

4. 世代別での税負担の変化

ここでは、3.の冒頭で示したように時系列で税負担の変化を見ていくために、世代別での税負担の変化、つまり、生涯を通しての税負担がどのように変化しているのかを分析することにする。税制改革案における、課税ベースの拡大およびフラット化が超高齢化社会といわれる将来に渡りどのような影響を与えていくのかを長期的な視点から見ていくために、所得税の生涯に渡っての税負担の変化を見ていくことにしよう。

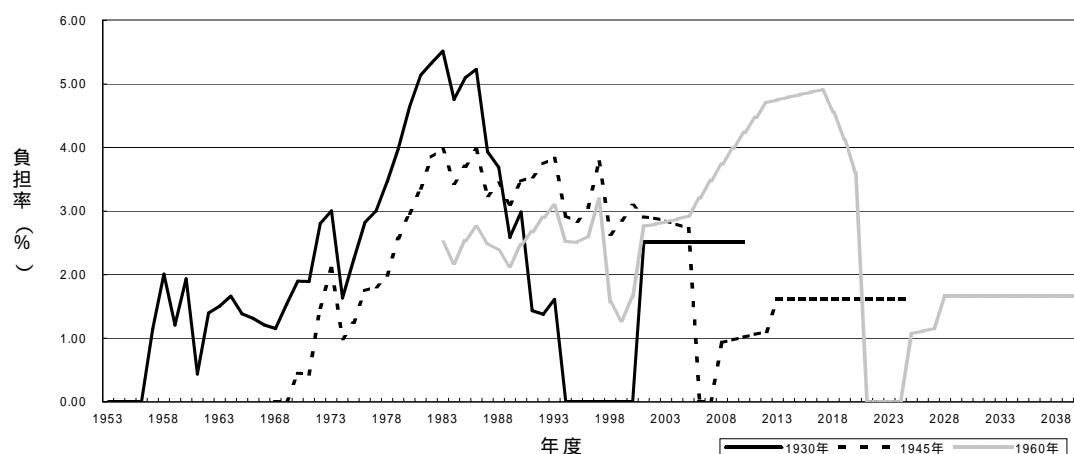
本稿で分析の対象としたのは1930年、1935年、1940年、1945年、1950年、1955

年、1960年生まれの7つの世代である。各世代の所得税の負担を計測するため、本稿では各年代の税制に『家計調査年報』（総務庁統計局）の「第7表 世帯人員・世帯主の年齢階級別 1世帯あたり年平均1ヶ月あたりの収入と支出（勤労者世帯）」における「勤め先収入」をあてはめ、所得税額を算定している。本稿では、『家計調査年報』の将来データの推計については2000年度のデータを、日本の潜在的経済成長率であるとされる2%を用いて引き伸ばしている²⁸⁾。

給与収入は60歳まで受け取り、61歳からは年金を受給することとしている。この年金額は実際の年金制度に則して算定している（補論参照）。61歳から受け取る年金収入は、公的年金等控除を控除した年金所得に課税される。生涯における税負担額を正確に算出するために世帯人員は標準世帯ではなく、『家計調査年報』における「世帯人員」を用いて、各年代における世帯人員の変化を適切に反映させている。家計調査に記載される「世帯人員」は67歳までなので67歳以降の世帯人員は2人と仮定し計算している。また、妻は専業主婦であるとする。

以上のような前提のもと、改革前後の税負担の計算を行った。図7および図8は1930年生まれ、1945年生まれ、1960年生まれの世代の改革を行わなかった場合と2001年度より改革案税制を採用した場合の世代別の税負担をあらわ

図7 改革前の税負担(年度別)



28) 日本の潜在成長率とされる2%は1999年の経済戦略会議により採択された。

している。横軸には年度、縦軸には負担率をとっている。負担率は、分母に給与収入額もしくは年金収入額をとり、分子には所得税額をとっている。

図 8 改革後の税負担（年度別）

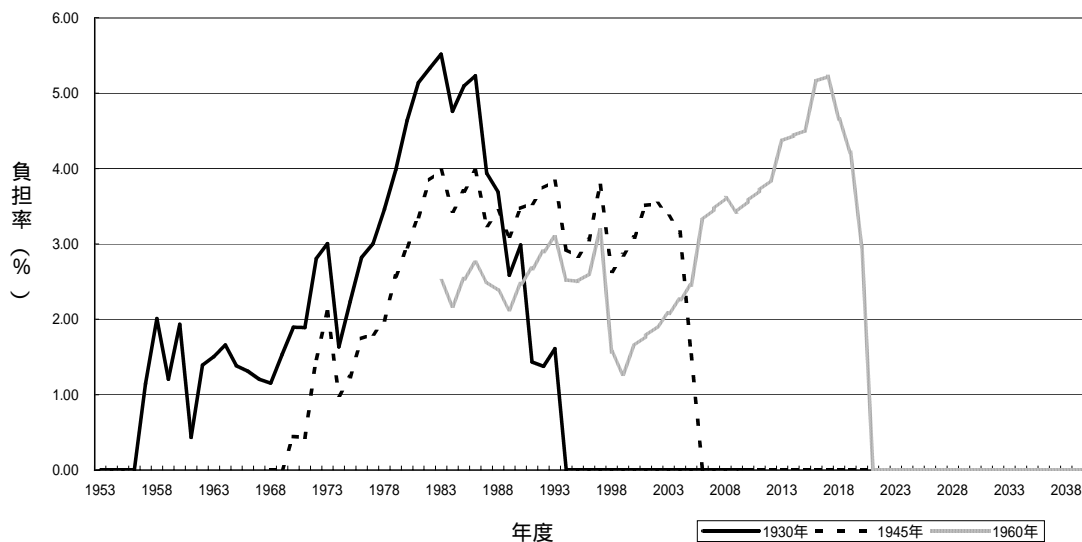


図 7 と図 8 を比較してみると、どの世代においても年金収入に対して税負担が課されている。これは、1.で示したように、公的年金等控除・老年者控除等の年金受給者に対する控除を廃止したために、税負担が生じているからである。各世代の所得税の税負担を比べてみると、1930 年生まれおよび 1960 年生まれの世代は壮年期の最後に税負担率が上昇するという同じパターンを描いている。一方で、1945 年生まれの世代は壮年期を通して負担率がほぼ 3 ~ 4 % の範囲で推移している。しかし、これらの図だけでは一概に税負担の大小を判定することはできない。そのため、各年度の税負担を消費者物価指数で実質化し、生涯の税負担額を求めた。表 8 がその結果である。表 8 を見ていくと、改革前後とも、古い世代の方が生涯の税負担額は小さくなっている。税制改革による税負担額の増加は 1945 年生まれ、1950 年生まれにおいてそれぞれ約 35 万円、約 45 万円と小さくなっている。税負担額の増加が最大だったのは 1960 年生まれの約 105 万円であり、これは改革案の採用が 41 歳時点で行われるため、他の世代よりも税制改革の影響を多く受けるために生じていると考えることができる。このように税収中立の改革案を作ったにもかかわらず、税負担額が増加しているのは、一時点において（本稿においては 2000 年度における税制を元にした）税収中立となる税制を構築したためである。

表 8 生涯の税負担額

(単位:万円)

	改革前	改革後
1930年生まれ	447.9	519.5
1935年生まれ	477.0	562.5
1940年生まれ	517.4	602.3
1945年生まれ	562.6	605.8
1950年生まれ	613.6	648.3
1955年生まれ	666.2	730.5
1960年生まれ	750.4	856.6

(注)消費者物価指数で実質化している。

次に、改革前後における世代内での税負担の変化を見ていくことにしよう。図 9 は、1930 年生まれの世代の税負担の変化を示している。図 9 をみると改革後の 71 歳の時点から税負担が発生している。これは 1930 年生まれの世代にとって改革案が採用されるのは、71 歳の時点であり、改革案において社会保障関係の諸控除を減少させた結果であるといえる。図 10 は 1945 年生まれの世代の税負担の変化である。図 10 をみると、改革後に若干ながら税負担が軽減されている。これは、所得控除の改革においてトータルで控除額が改革前に比べて大きくなったためだと考えられる。また図 9 と同様に、高齢者にも負担を課すという改革案の趣旨を反映したものと見える。61・62 歳において税負担が発生していないのは、年金制度の改正により報酬比例部分相当の老齢厚生年金のみしか給付されておらず年間収入が課税最低限を下回るためである。最後に図 11 は 1960 年生まれの税負担の変化を示している。図 11 をみると、改革後において 1960 年生まれの世代の税負担は増加している。これは、課税ベース拡大の効果がフラット化の効果を上回り、全体として税負担が増加していることを反映している。しかし、改革前後を比べて退職前の 58 歳前後においては改革前の税負担率が改革後を上回っている。この時点においては、課税ベースは拡大するものの、図 12 のように限界税率は改革前の方が高いのでそれほど税額は増加しないためである²⁹⁾。

29) 58 歳時点におけるデータは、収入額 796.93 万円、世帯人員は 3.392 人と改革前後とも同じである。課税所得は改革前は 350.64 万円、改革後は 508.64 万円で、税額はそれぞれ 37.13 万円、36.30 万円となる。

図 9 1930 年生まれの税負担の変化

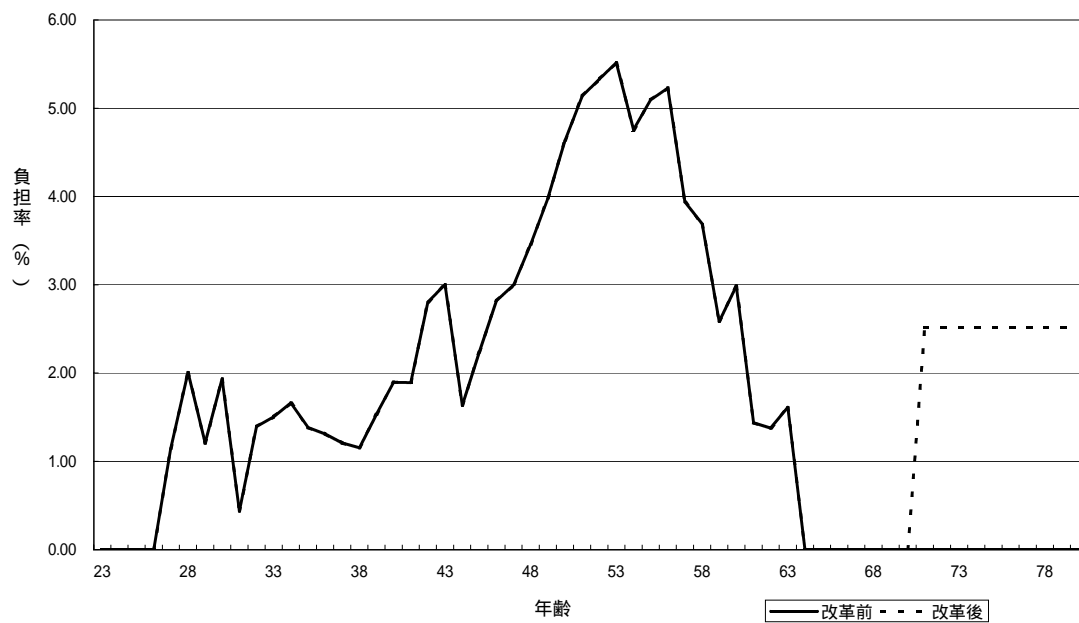


図 10 1945 年生まれの税負担の変化

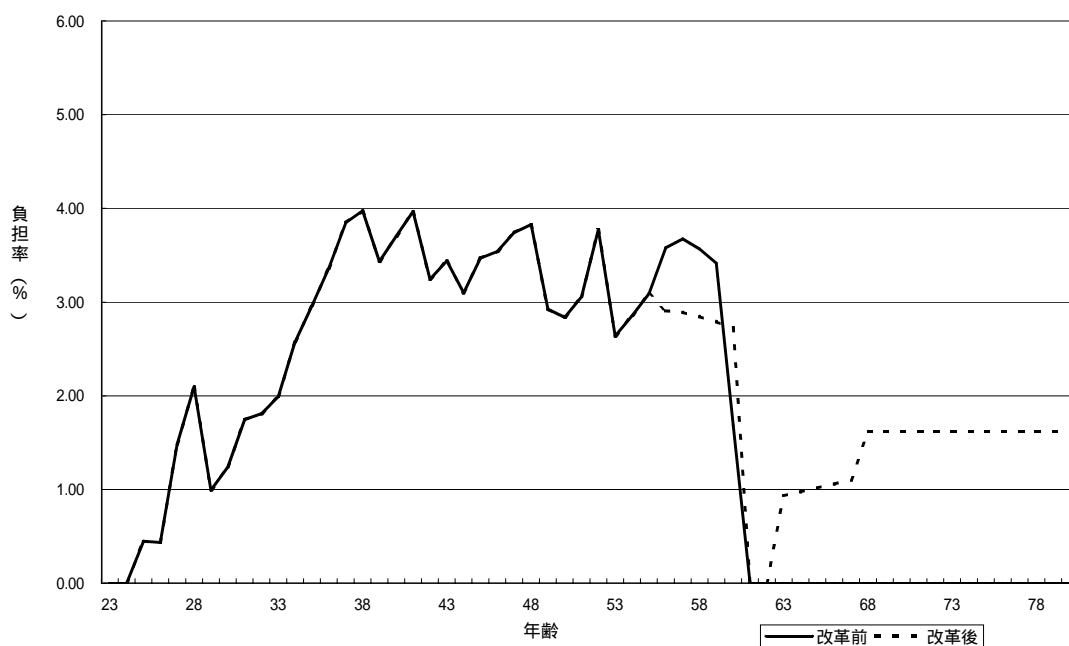


図 11 1960 年生まれの税負担の変化

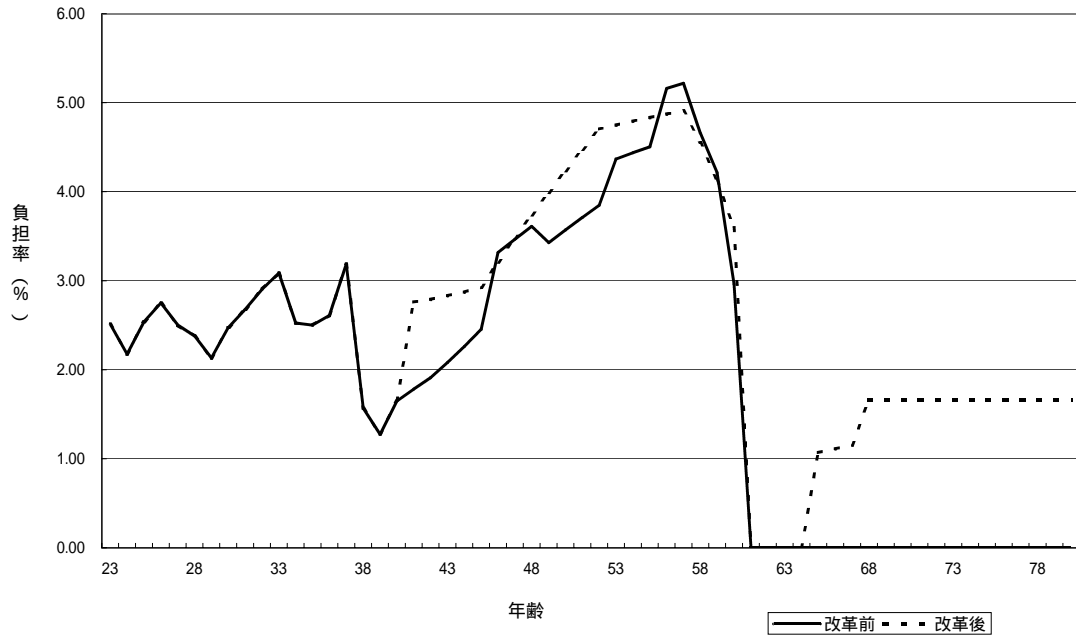
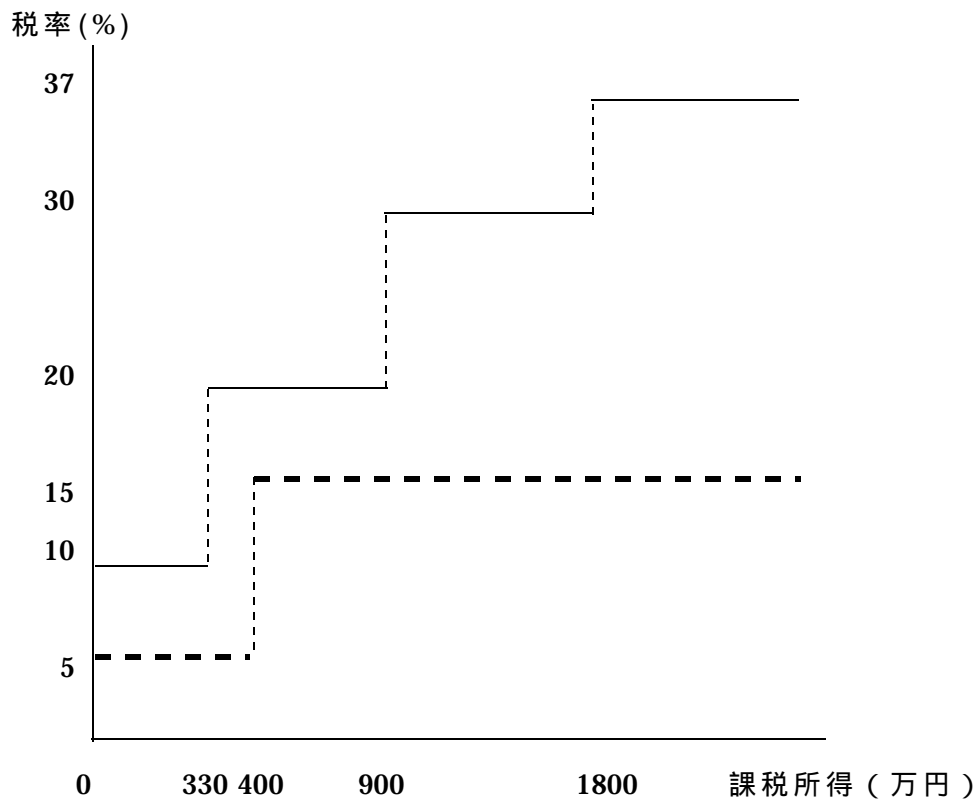


図 12 現行税制と改革案の限界税率



． むすび

本稿においては、政府税調、経済財政諮問会議での議論の是非について検討することを第一の目的としている。そこでまず所得税制のあり方、とりわけ所得控除制度についてどうあるべきかについて検討している。ここでは、課税ベースの拡大と税制改革についての既存の研究をサーベイをした。そのサーベイを参考に、本稿独自の課税ベースの拡大とフラット化を含む所得税の改革案を作成した。

さらに課税最低限の引き下げを伴う課税ベースの拡大とフラット化を含む本稿独自の改革案を実行した場合家計の税負担にいかなる影響が生じるかについてのシミュレーション分析を行うことにした。課税ベースを拡大した結果本稿での標準世帯における課税最低限は 190 万円となった。現行の課税最低限に比べると、1/2 程度である。この水準を表 1(P.7 参照)の 2000 年現在での最低生活費と比べると最低生活費を大きく下回ることになる。この点是非現実的な仮定であるかもしれないが、個別の所得控除に関して控除額等の設定をしたため、本稿ではこの課税最低限を用いている。

シミュレーション分析の結果であるが、所得階級別の税負担の変化を見ると、改革後には税負担率で第 1 分位 1.74 パーセントポイント、第 2 分位 0.99 パーセントポイント、第 3 分位 0.45 パーセントポイント増加した。また、第 4 分位で 0.43 パーセントポイント、第 5 分位で 1.63 パーセントポイント減少した。所得階級別では予想したように高所得層に対して税負担減、低所得層に対して税負担増という結果となった。

次に、年齢階級別の税負担の変化を見ると、24 歳までの階級で 1.00 パーセントポイント、25 歳から 30 歳までの階級で 0.18 パーセントポイント、そして 65 歳以上の階級で 0.54 パーセントポイントの税負担率の上昇が見られる。一方で 36 歳から 40 歳の階級で 0.34 パーセントポイント、41 歳から 45 歳までの階級で 0.55 パーセントポイント、46 歳から 50 歳までの階級で 0.36 パーセントポイントの税負担率の減少が見られた。つまり若年期・老齢期で負担増となる一方で、壮年期の税負担が減少した。

最後に世代別の税負担の変化をみると、世代内で比較すれば表 8 (P.32 参照)にあるように改革後は改革前に比べ実質的な税負担額は増加する。

同様に世代別の比較をすれば古い世代ほど生涯における実質的税負担額が少なく、若い世代ほど生涯における実質的税負担額が大きくなっている。古い世代は生涯を通しての消費税の負担が小さいことを考えれば、若い世代はさらに所得税、消費税をあわせた税負担が大きくなるということになる。

以上のシミュレーションの結果からみると、課税最低限の引き下げを伴う課税ベースの拡大とフラット化が、所得階級別における低所得層の税負担増、年齢階級別における若年期および老年期の税負担増という形で、広く薄い税負担を課すという結果をもたらしている。このような税制改革は、効率性を重視する経済財政諮問会議の意図するものであるといえる。世代別の税負担の変化では、将来の日本を支える若い世代の生涯を通しての税負担が増加することがわかった。改革後の税負担が一時的に増加しても生涯にわたる税負担が減少していれば若い世代にとって税制改革を行うメリットはある。しかし、経済財政諮問会議の主張するような税制改革案は、若い世代にこれまで以上の大きな税負担を課すおそれがある。このような結果がもたらされる最大の理由は、経済財政諮問会議の主張するように、フラット化の財源として課税最低限の引き下げによる財源を充てるところにあると考えることができる。課税最低限の引き下げてもフラット化すれば、税負担が軽減される可能性もある。現行の税率表は政府税調が示すようにすでに十分フラット化しており、これ以上のフラット化を行ったとしても、平均的なサラリーマンにはほとんどメリットとならない。本稿では、このように所得税改革のあり方を考える上で、現行の税負担の状況を正しく把握することが必要であることを示すことができた。

最後に本稿での課題点を挙げることで結びとしたい。第一に本稿で用いたデータが平均的家計のデータである点である。この点は個票データを用いた場合と比べれば計算結果に誤差を含むことになる。ただしわが国において個票データの入手は不可能である。第二に課税最低限が最低生活費を大きく下回っている点である。各所得控除を引き下げの際に基礎控除の水準を引き上げるなどして、課税最低限の水準をもう少し高い水準に維持しなければ、課税最低限が最低生活費を下回ってしまう。この点は基礎控除の引き上げ等、人的控除の引き上げで対応することが考えられる。

参考文献：

新井隆一(1999)「給与所得課税・所得控除の問題点」金子宏編著『所得税の理論と課題 改訂版』第7章所収 税務経理協会.

Bittker,B.I “ A ‘ Comprehensive Tax Base ’ as a Goal of Income Tax Reform, ”
Harvard Law Review,Vol.80,No5.

藤田晴(1987)『税制改革 その軌跡と展望』税務経理協会.

藤田晴(1992)『所得税の基礎理論』中央経済社.

Goode,R. The Individual Income Tax (Washington,D.C,The Brookings
Institution,1976).

蜂屋勝弘(2001)「課税最低限の水準に関する一考察」 - 税額還付型所得補助
制度を視野に入れて - 『Japan Research Review』 Vol.11,No.2.

橋本徹・山本栄一編(1987)『日本型税制改革』有斐閣.

橋本恭之(1998)『税制改革の一般均衡分析』関西大学出版部.

橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会.

本間正明(1982)『租税の経済理論』創文社.

本間正明(1989)『税制改革の実証分析』東洋経済新報社.

本間正明・齊藤慎(2001)『地方財政改革 ニュー・パブリック・マネジメン
ト手法の適用』有斐閣.

林宏昭(1995)『租税政策の計量分析』日本評論社.

林宏昭(2002)『どう臨む、財政危機下の税制改革』清文社.

林宏昭・永久寿夫編著(2001)『世界はこうして財政を立て直した』PHP 研究
所.

井堀利宏(2001)『あなたが払った税金の使われ方 政府はなぜ無駄使いをする
のか』東洋経済新報社.

井堀利宏(2002)『要説:日本の財政・税制』税務経理協会.

池田篤彦編『図説 日本の税制』平成12年度版 財経詳報社.

石弘光(1979)『租税政策の効果』東洋経済新報社.

石弘光(1984)『財政理論』有斐閣.

石弘光(1986)『現代財政学研究』春秋社.

Joel Slemrod(1997), “ Deconstructing the Income Tax ” American Economic

Review May, 1997.

Joel Slemrod and Shlomo Yitzhaki “ On Choosing A Flat-rate income tax system ”

National Tax Journal Vol.36.No1.

貝塚啓明(1988)『財政学』(第2版)東京大学出版社.

貝塚啓明他編(1990)『税制改革の潮流』有斐閣.

貝塚啓明・林健久編(1973)「所得税制のタックス・ベース」『日本の財政』東京大学出版社.

宮島洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社.

森信茂樹(2001)『日本の税制』PHP新書.

森信茂樹(2001)「融解するわが国所得税～わが国所得税課税ベースのマクロ推計～」『租税研究』624号.

森信茂樹・前川聡子(2000)「アメリカとの所得税課税ベース比較分析」『税研』Vol.15.No.4.

森信茂樹・前川聡子(2001)「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャルレビュー』June,2001 財務省財務総合政策研究所.

野口悠紀雄編著(1994)『税制改革の新設計』日本経済新聞社.

大田弘子(2002)『よい増税・悪い増税 納得できる税制を目指して』東洋経済新報社.

Pechman,J.A.(1959), “ What Would a Comprehensive Individual Income Tax Yield? ” U.S, Congress, Committee on Ways and Means, Tax Revision Compendium, Compendium of Papers on Broadening the Tax Base. (Washington,D.C;GPO,1959).

Pechman,J.A.(1957),“ Erosion of the Individual Income Tax, ”National Tax Journal, March 1957.

Pechman, J.A. (1977) Comprehensive Income Taxation (Washington, D.C; The Brookings Institution).

Pechman, J.A. (1985) Who Paid The Taxes, 1968-85? (Brookings Institution).

Pechman,J.A(1988) 石弘光・馬場義久訳『税制改革の理論と現実』東洋経済新報社.

Robert E.Hall・Alvin Rabushka ,(1995) The Flat Tax (second edition) Hoover Institution Press.

Simons,H. Personal Income Taxation(Chicago; The University of Chicago Press 1937).

吉田和男(2000)『21世紀日本のための税制改革 所得税の改革』大蔵財務協会.

和田八束(1990)『日本の税制 総点検と新時代への選択』有斐閣選書.

参考資料：

『保険と年金の動向』 厚生統計協会

『年金の手引き』

『家計調査年報』総務庁

『国税庁統計年報書』

『税務統計から見た民間給与の実態』

『財政金融統計月報 租税特集』

補論 1. 計算手法

本稿において所得税額の計算は、実際の税制に即して作成した FORTRAN プログラム（プログラムの概要に関しては補論 3 において詳述する）に『家計調査年報』のデータを当てはめたものである。本論でもふれているが所得階級別の税負担の計算の場合、『家計調査年報 2000 年度版』の「第 5 表 年間収入五分位・十分位階級別 1 世帯あたり年平均一ヶ月の収入と支出（勤労者世帯）」の勤め先収入および世帯人員の各データを改革前は 2000 年の税制に当てはめ、改革後は改革案税制に当てはめ所得税額を計算する。世帯人員のデータをプログラムに当てはめるのは、標準世帯として税額を計算するのではなく、世帯人員の違いを適切に反映させるためである。ここで用いている所得階級は『家計調査年報』第 5 表の所得階級を用いている。

次に、年齢階級別の税負担の計算の場合、『家計調査年報 2000 年版』の「第 7 表 世帯人員・世帯主の年齢階級別 1 世帯あたり年平均 1 ヶ月あたりの収入と支出（勤労者世帯）」の勤め先収入、世帯人員および社会保障給付の各データを所得階級別での場合と同様に 2000 年の税制もしくは改革案税制に当てはめる。ここで、年齢階級別の場合は 60 歳で定年退職し、以降は年金収入を得ると仮定するため、60 歳までの収入には勤め先収入を、そして 61 歳以降の収入には社会保障給付を当てはめる。ただし、ここで用いる年齢階級は『家計調査年報』の第 7 表の年齢階級をそのまま使用している。

最後に、世代別の税負担の計算の場合、所得階級別・年齢階級別で行ったように単に『家計調査年報』のデータを当てはめるだけでは所得税額は求められない。ここでは、各年度の税制に『家計調査年報』の第 7 表を用いて作ったコーホート・データを用いて世代ごとの所得税額を求めている（コーホート・データに関しては補論 2 において詳述する）。本稿では 1930 年、1935 年、1940 年、1945 年、1950 年、1955 年、1960 年生まれの 7 つの世代を分析の対象としている。

所得税額計算の仮定として給与収入は 60 歳まで受け取り、61 歳からは年金を受給することとしている。この年金額の算定は実際の年金制度に則して算定している。61 歳から受け取る年金収入は、公的年金等控除を控除した年金所得に課税される。生涯における税負担額を正確に算出するために世帯人員は標準世帯ではなく、『家計調査年報』における「世

帯人員」を用いて、所得階級別・年齢階級別の場合と同様に各年代における世帯人員の変化を適切に反映させている。家計調査に記載される「世帯人員」は 67 歳までなので以降の世帯人員は 2 人と仮定し計算をおこなっている。また、妻は専業主婦であるとする。年金収入は、実際の年金税制に則してプログラム内で計算されている。近年の年金制度の改訂もできる限りプログラム内で反映させた。

年金制度は、ここ数年将来の少子高齢化を見越して様々な改訂が行われている。大きく分けるとその改訂は、支給開始年齢の引き上げと支給額の算定方法の改訂である。まず先に支給開始年齢の変更について見ていく。支給額の算定に関する改訂は後述することにする。

1994 年(平成 6 年)の改訂では、それまでは 60 歳から定額部分及び報酬比例部分の特別支給が行われてきたものを、報酬比例部分のみに切り替え、支給開始年齢を表 1 のように 65 歳にまで徐々に引き上げる措置がとられている。図 13 から図 15 までは支給形態を示したものである。

図 13 1941 年(昭和 16 年)4 月 1 日以前生まれの場合

特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
	老齢基礎年金
60歳	65歳

図 14 1941 年(昭和 16 年)4 月 2 日以降 1949 年 4 月 1 日以前生まれの場合

報酬比例部分相当の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
		老齢基礎年金
60歳	61~64歳	65歳

図 15 1949 年(昭和 24 年)4 月 2 日以降 1953 年 4 月 1 日以前生まれの場合

報酬比例部分相当の老齢厚生年金	老齢厚生年金
	老齢基礎年金
60歳	65歳

1945 年生まれの人を例にとると、60 歳から 63 歳までは「報酬比例部分相当の老齢厚生年金」が支給され、63 歳から 65 歳までは定額部分と報酬比例部分からなる「特別支給の老齢厚生年金」が支給される。65 歳以降は定額部分である老齢基礎年金と、報酬比例部分である老齢厚生年金が支給される。

表 1 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げスケジュール

男子の生年月日	女子の生年月日	特別支給開始年齢
昭和16年4月2日 ~ 昭和18年4月1日	昭和21年4月2日 ~ 昭和23年4月1日	61歳
昭和18年4月2日 ~ 昭和20年4月1日	昭和23年4月2日 ~ 昭和25年4月1日	62歳
昭和20年4月2日 ~ 昭和22年4月1日	昭和25年4月2日 ~ 昭和27年4月1日	63歳
昭和22年4月2日 ~ 昭和24年4月1日	昭和27年4月2日 ~ 昭和29年4月1日	64歳

出所：「年金の手引き」

1999年(平成11年)の年金制度の改訂では、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げが完了する平成25年度から、さらに段階的に報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢を引き上げるようになった。そのため、生年月日が1954年(昭和28年)4月2日以降、女子は1958年(昭和33年)以降の場合、表2のように支給開始年齢を2年ごとに1年ずつ引き上げるようになった。以下の図は支給形態の変化を示したものである。

図 16 1953年(昭和28年)4月2日以降1961年4月1日以前生まれの場合

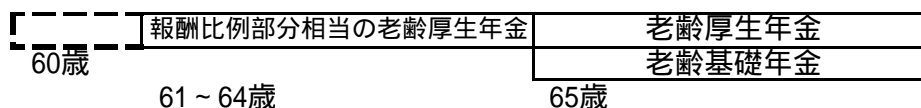


図 17 1961年(昭和36年)4月2日以降生まれの場合

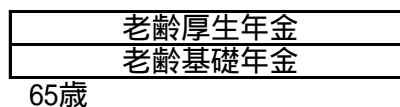


表 2 報酬比例部分の老齢厚生年金の支給年齢開始引き上げスケジュール

男子の生年月日	女子の生年月日	開始年齢
昭和28年4月2日 ~ 昭和30年4月1日	昭和33年4月2日 ~ 昭和35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ~ 昭和32年4月1日	昭和35年4月2日 ~ 昭和37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ~ 昭和34年4月1日	昭和37年4月2日 ~ 昭和39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ~ 昭和36年4月1日	昭和39年4月2日 ~ 昭和41年4月1日	64歳

年金の支給形態の最終的な形は図17のように、65歳より老齢基礎年金および老齢厚生年金が支給されるのみとなる。

次に年金額の算定の改訂に移る。年金額は65歳以上の場合、定額部分である老齢基礎年金と報酬比例部分である老齢厚生年金からなるのは先に述べたとおりである。定額部分の算定は世代間での貨幣価値の変動の影響をなくすために表3に示すように、1946年(S.21)4月1日以前に生まれた人の単価は、1,676円に生年月日に応じて1.875 ~ 1.032を乗じた額になる。この単価に被保険者期間の月数を乗じることで定額部分が算定される。国民年金制度が発足した

1961年(S.36)4月1日時点で20歳以上の人は60歳になるまで40年間保険料を支払っていないことになるため、1962年(S.16)4月2日以前に生まれた人には表4のような加入可能年数が設けられ、加入可能年数いっぱい保険料を納めた人のみ満額の老齢基礎年金が支給されることとなる。本稿のプログラムでは加入年数いっぱい保険料を納めたと仮定し、老齢基礎年金を算定している。「特別支給の老齢厚生年金」の定額部分も同じ計算による。

図18 年金額の算定

$$\begin{array}{l}
 \text{定額部分} \\
 \hline
 1,676\text{円} \times \begin{array}{l} \text{生年月日に} \\ \text{応じて} \\ 1.875 \sim 1.000 \end{array} \times \text{被保険者期間の月数} \\
 + \begin{array}{l} \text{平成15年4月以前の期間にかかる報酬比例部分} \\ \hline
 \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{生年月日に} \\ \text{応じて} \\ 10/1000 \sim 7.5/1000 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以前の} \\ \text{被保険者期間の月} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{スライド率} \\ 1.031 \end{array} \\
 \hline
 \text{平成15年4月以降の期間にかかる報酬比例部分} \\
 \hline
 \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{生年月日に} \\ \text{応じて} \\ 7.692/1000 \sim 5.769/1000 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{被保険者期間の月} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{スライド率} \\ 1.031 \end{array}
 \end{array}
 \end{array}$$

出所:「年金の手引き」P.30

表3 定額部分の単価と報酬比例部分の乗率の経過措置

生年月日	定額単価	報酬比例部分(総報酬制前)		報酬比例部分(総報酬制後)	
		旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率
昭和2年4月1日以前	1676円× 1.875	1000分の 10.00	1000分の 9.50	1000分の 7.692	1000分の 7.308
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	1.817	9.86	9.367	7.585	7.205
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	1.761	9.72	9.234	7.477	7.103
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	1.707	9.58	9.101	7.369	7.001
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	1.654	9.44	8.968	7.262	6.898
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	1.603	9.31	8.845	7.162	6.804
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	1.553	9.17	8.712	7.054	6.702
昭和8年4月1日～昭和9年4月1日	1.505	9.04	8.588	6.954	6.606
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	1.458	8.91	8.465	6.854	6.512
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	1.413	8.79	8.351	6.762	6.424
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	1.369	8.66	8.227	6.662	6.328
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	1.327	8.54	8.113	6.569	6.241
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1.286	8.41	7.990	6.469	6.146
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	1.246	8.29	7.876	6.377	6.058
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1.208	8.18	7.771	6.292	5.978
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1.170	8.06	7.657	6.200	5.89
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1.134	7.94	7.543	6.108	5.802
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1.099	7.83	7.439	6.023	5.722
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1.065	7.72	7.334	5.938	5.642
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1.032	7.61	7.230	5.854	5.562
昭和21年4月2日以降	1.000	7.50	7.125	5.769	5.481

出所:「年金の手引き」P.31

表4 加入可能年数

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月1日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以降	40年

出所:「年金の手引き」P.19

次に、報酬比例部分の算定に移る。上式にあるように報酬比例部分の計算には平均標準報酬月額に乗率および被保険者期間の月数を乗じ、さらに物価スライド率を乗じることにより算定される。平均標準報酬月額とは各年の定期収入に再評価率(表5)を乗じたものを合計し1月当たり平均の額にしたものである。この再評価率はできる限り世代間で定期収入総額に差が出ないようにする

ために、古い世代ほど高く、若い世代になるほど低くなっている。1999年(平成11年)の年金制度の改訂では、老齢厚生年金の適正化のため生年月日による乗率は5%引き下げられる(表3の新乗率)。ただし、経過措置として新しい年金額算定式による年金額が物価スライドを含めた従前の年金額算定方式による年金額を下回る場合は物価スライドを含めた従前額が保証されることになっている。

また同年の改訂で平成15年4月より総報酬制が導入されることになった。総報酬制の導入により、保険料付加の対象が現行の定期収入のみから、賞与を含めたものにまで拡大する。賞与を含めても年金額が増加しないように表3の総報酬制後の旧乗率が適用される。また、報酬比例部分の算定にあたっても総報酬制の考え方が導入されるため平成15年4月以降の被保険者期間について使用される平均標準報酬額(賞与等も含めた平均月収)の算出において表5の再評価率表が適用される。

上記の年金制度の改定、計算方法の改訂はすべてプログラムの中で考慮しており、2003年(平成15年)までの平均標準報酬月額算定には家計調査の「定期収入」を用い、2003年からの部分については「世帯主収入」を用いて計算している。

表 5 再評価率表

被保険者期間	旧再評価率	生年月日に応じて定められた再評価率				
		～昭5.4.1	昭5.4.2～昭6.4.1	昭6.4.2～昭7.4.1	昭7.4.2～昭8.4.1	昭8.4.2～
～昭33.3	13.96	14.393	14.538	14.850	14.260	14.926
33.4～34.3	13.66	14.083	14.225	14.531	14.605	14.605
34.4～35.4	13.47	13.888	14.027	14.329	14.402	14.402
35.5～36.3	11.14	11.485	11.601	11.850	11.911	11.911
36.4～37.3	10.30	10.619	10.726	10.957	11.013	11.013
37.4～38.3	9.30	9.558	9.658	9.893	9.944	9.940
38.4～39.3	8.54	8.805	8.893	9.085	9.131	9.131
39.4～40.4	7.85	8.093	8.175	8.351	8.393	8.393
40.5～41.3	6.87	7.083	7.154	7.308	7.345	7.345
41.4～42.3	6.31	6.506	6.571	6.712	6.747	6.747
42.4～43.3	6.14	6.330	6.394	6.532	6.565	6.565
43.4～44.10	5.43	5.598	5.655	5.776	5.806	5.806
44.11～46.10	4.15	4.279	4.322	4.415	4.437	4.437
46.11～48.10	3.60	3.712	3.749	3.830	3.849	3.849
48.11～50.3	2.64	2.722	2.749	2.808	2.823	2.823
50.4～51.7	2.25	2.320	2.343	2.394	2.406	2.406
51.8～53.3	1.86	1.918	1.937	1.979	1.989	1.989
53.4～54.3	1.71	1.763	1.781	1.819	1.828	1.828
54.4～55.9	1.62	1.670	1.687	1.723	1.732	1.732
55.10～57.3	1.46	1.505	1.520	1.553	1.561	1.561
57.4～58.3	1.39	1.433	1.448	1.479	1.486	1.486
58.4～59.3	1.34	1.382	1.395	1.425	1.433	1.433
59.4～60.9	1.29	1.330	1.343	1.372	1.379	1.379
60.10～62.3	1.22	1.258	1.270	1.298	1.304	1.304
62.4～63.3	1.19	1.227	1.239	1.266	1.272	1.272
63.4～平成1.11	1.16	1.196	1.208	1.234	1.240	1.240
01.12～03.3	1.09	1.124	1.135	1.160	1.165	1.165
03.4～04.3	1.04	1.072	1.083	1.106	1.112	1.112
04.4～05.3	1.01	1.041	1.052	1.074	1.080	1.080
05.4～06.3	0.99	1.021	1.031	1.053	1.059	1.059
06.4～07.3	0.99	1.012	1.012	1.033	1.038	1.038
07.4～08.3	0.99	1.011	1.011	1.011	1.016	1.016
08.4～09.3	0.99	1.008	1.008	1.008	1.004	1.004
09.4～10.3	0.99	0.988	0.988	0.988	0.988	0.991
10.4～12.3	0.99	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980
12.4～	0.92	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980

出所：「年金の手引き」P.33

補論 2. コーホート・データについて

コーホート・データとは、ライフサイクルの視点から分析をする際に非常に有効なデータであり、各世代の代表的家計のデータを時系列で表したものである。本稿では第三章第三節の世代別の税負担の変化のところで使用している。

我が国には、コーホート・データが存在しないため『家計調査年報』（各年版総務庁）を用いて作成した。作成したコーホート・データは、本稿で給与収入として使用した「勤め先収入」、年金収入を算定するために用いた「定期収入」、世帯人数を反映させるために用いた「世帯人員」である。2000年以降のデータは本文でも示したように経済成長を2%として2000年のデータを引き伸ばしてコーホート・データとして組み込んでいる。

コーホートデータの具体的な作成方法は次の通りである。「家計調査年報」のデータは5歳刻みになっているので、これを1歳刻みにするのに加重平均を用いて加工する。例えば、27歳のデータと32歳のデータがあるとすれば、28歳のデータは27歳のデータを4/5倍し32歳のデータを1/5倍したものを足しあわせたものになる。29歳のデータならば27歳のデータを3/5倍し32歳のデータを2/5倍したものを足しあわせる。こうして作成された1歳刻みのデータは1960年生まれの人のコーホートデータなら1990年で30歳、1991年で31歳と、順に拾っていく。2001年以降のデータは先にも示したとおり経済成長率2%と見込んで同様に拾っていく。こうしてできたひとつながりのデータが1960年生まれの人のコーホート・データである。

補論 3.FORTRAN プログラムについて

本稿での、所得税額の計算は FORTRAN プログラムを用いて行っている。所得階級別、年齢階級別、世代別の税負担の計算においてそれぞれ異なるプログラムを使用している。ここでは所得階級別の税負担の計算で用いたプログラムを掲載する。

```
REAL WAGE(1:10),MEN(1:10),NENKIN(1:10),TAX(1:10),CTAX(1:10),PTAX(1:10)
REAL WAGE1,MEN1,NENKIN1
REAL TAX1,CTAX1,PTAX1,PREMI1
INTEGER I,OS,AGE
OPEN(UNIT=1,IOSTAT=OS,FILE='wage10buni.CSV',STATUS='OLD')
OPEN(UNIT=2,IOSTAT=OS,FILE='men10buni.CSV',STATUS='OLD')
READ(1,*)(WAGE(I),I=1,10)
READ(2,*)(MEN(I),I=1,10)
DO I=1,2
  CLOSE(UNIT=I)
END DO
DO AGE=1,10
  WAGE1=WAGE(AGE)*12/10000
  MEN1=MEN(AGE)
```

```

NENKIN1=0
CALL TAX75(WAGE1,MEN1,TAX1,CTAX1,PTAX1,PREMI1,NENKIN1,AGE)
  TAX(AGE)=TAX1
  CTAX(AGE)=CTAX1
  PTAX(AGE)=PTAX1
  WRITE(*,*)AGE,WAGE1,TAX1,CTAX1,PTAX1
END DO
OPEN(UNIT=1,IOSTAT=OS,FILE='TAX10buni.TXT',STATUS='NEW')
DO I=1,10
  WRITE(1,*) I,TAX(I),PTAX(I),CTAX(I)
END DO
CLOSE(UNIT=1)
END
!-----平成12年度税制-----
SUBROUTINE TAX75(WAGE,MEN,TAX,CTAX,PTAX,PREMI,NENKIN,AGE)
  INTEGER E,S,B,K,C,AGE
  PARAMETER(E=5,S=2,B=4,C=3,K=2)
  REAL WB(6),WR(5),PB(3),PR(2),A(5),T(4),KB(3),KR(2),CB(4),CR(3)
  REAL WAGE,INCOME,WAGEDE,PREMI,LKY,MEN,TAX,TBASE,NENKIN,NDED
  REAL KISO,HAIGU,FUYOU,PTAX,CTAX,FMEN,NBASE,LTAX
  REAL KODOMO
  DATA WB /0,180,360,660,1000,100000000/
  DATA WR /0.4,0.3,0.2,0.1,0.05/
  DATA A /0,330,900,1800,1000000000/
  DATA T /0.1,0.2,0.3,0.37/
  DATA PR /0.1,0.04/
  DATA PB /0,900,10000000/
  DATA KR /0.02,0.03/
  DATA KB /0,700,1000000/
  DATA CR /0.03,0.08,0.10/
  DATA CB /0,200,700,100000000/
  TAXCUT=0
  WAGEDE=0
  LKY=65
  TAX=0
  LTAX=0
  PTAX=0
  CTAX=0
  CALL RATE(E,WAGE,WAGEDE,WB,WR)
  IF (WAGEDE.LT.LKY) WAGEDE=LKY
  INCOME=WAGE-WAGEDE
  IF (60.LE.AGE) THEN
    IF(64.LT.AGE) THEN
      NDED=100
      NBASE=NENKIN-NDED
      IF(0.LT.NBASE) THEN
        IF (NBASE.LE.360) NDED=NDED+NBASE*0.25
        IF ((360.LT.NBASE).AND.(NBASE.LE.720)) NDED=NDED+(NBASE-360)*0.15+360*0.25
        IF (720.LT.NBASE) NDED=NDED+(NBASE-720)*0.05+(720-360)*0.15+360*0.25
      END IF
      IF (NDED.LT.140) NDED=140
    ELSE
      NDED=50
      NBASE=NENKIN-NDED
      IF(0.LT.NBASE) THEN
        IF (NBASE.LE.360) NDED=NDED+NBASE*0.25
        IF ((360.LT.NBASE).AND.(NBASE.LE.720)) NDED=NDED+(NBASE-360)*0.15+360*0.25
        IF (720.LT.NBASE) NDED=NDED+(NBASE-720)*0.05+(720-360)*0.15+360*0.25
      END IF
      IF (NDED.LT.70) NDED=70
    END IF
  END IF

```



```

        END IF
        INCOME=INCOME+NENKIN-NDED
        END IF
        IF (INCOME.LT.0)    INCOME=0
        KISO=38
        HAIGU=KISO
        FMEN=MEN-2
        IF (FMEN.LT.0)    FMEN=0
        FUYOU = KISO*FMEN

!扶養者控除 (国税)
        KODOMO=0
        IF (AGE.GE.46.AND.AGE.LE.48) KODOMO=1
        IF (AGE.GE.49.AND.AGE.LE.52) KODOMO=2
        IF (AGE.GE.53.AND.AGE.LE.55) KODOMO=1
        FUYOU=FUYOU+25*KODOMO
        IF(AGE.GE.30.AND.AGE.LE.31)  FUYOU=FUYOU    !年少者控除 (16歳未満:38万円)
        IF(AGE.GE.32.AND.AGE.LE.45)  FUYOU=FUYOU*2 !年少者控除 (16歳未満:38万円)
        IF (MEN.LT.2) HAIGU = 0
        IF (INCOME.LE.1000) HAIGU=HAIGU*2
        CALL RATE(S,WAGE,PREMI,PB,PR)
        IF (WAGE.GT.1500) PREMI=114
!       PREMI=PREMI/0.074*0.078
        TBASE=INCOME-(KISO + HAIGU + PREMI + FUYOU)
!老人配偶者控除と老年者控除 (国税)
        IF (AGE.GE.65) THEN
            TBASE=INCOME-(KISO+38+38+50)
            IF (AGE.GE.70) TBASE=TBASE-10
        END IF
        IF (TBASE.LT.0) TBASE=0
        CALL RATE(B,TBASE,TAX,A,T)
        KISO = 33
        HAIGU = KISO
        FUYOU = KISO*FMEN
!扶養者控除 (地方税)
        KODOMO=0
        IF (AGE.GE.46.AND.AGE.LE.48) KODOMO=1
        IF (AGE.GE.49.AND.AGE.LE.52) KODOMO=2
        IF (AGE.GE.53.AND.AGE.LE.55) KODOMO=1
        FUYOU=FUYOU+10*KODOMO
        IF (MEN.LT.2) HAIGU = 0
        IF (INCOME.LE.1000) HAIGU=HAIGU*2
        TBASE = INCOME -(KISO + HAIGU + PREMI + FUYOU)
!老人配偶者控除と老年者控除 (地方税)
        IF (AGE.GE.65) THEN
            TBASE=INCOME-(KISO+33+33+48)
            IF (AGE.GE.70) TBASE=TBASE-5
        END IF
        IF (TBASE.LT.0) TBASE=0
        CALL RATE(C,TBASE,CTAX,CB,CR)
        CALL RATE(K,TBASE,PTAX,KB,KR)
        LTAX=PTAX+CTAX
        IF (LTAX.LT.0) LTAX=0
        RETURN
        END

!-----
        SUBROUTINE RATE(E,BASE,ANS,B,R)
        INTEGER E
        REAL BASE,ANS,B(E+1),R(E),TT
        TT=0

```

```
DO 10 I=1,E
IF ((B(I).LT.BASE).AND.(BASE.LE.B(I+1))) THEN
    ANS=TT+(BASE-B(I))*R(I)
END IF
TT=TT+(B(I+1)-B(I))*R(I)
10 CONTINUE
RETURN
END
```